#### 報告第1号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、承認を求める。

令和元年(2019年)5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

# 専決第8号

専 決 処 分 書

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年(2019年)3月29日

宝塚市長 中川 智子

#### 宝塚市条例第14号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例

(宝塚市市税条例の一部改正)

第1条 宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第35条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「附則第5条の4の2第6項(同条第9項」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第6条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改

め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」 に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第 1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第 31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第 15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」 を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項 第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15 条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中 「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条 第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に 改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第 2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条 第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附 則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号 ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第 37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39 項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を 「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則 第15条第45項 に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15 条第47項」に改める。

附則第9条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者

は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを 証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法 人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第12条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第15条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第79条第	3,900円	1,000円
2 号ア	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第15条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第79条第 3,90	0円 2,000円
------------	-----------

2号ア	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第15条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第79条第	3,900円	3,000円
2 号ア	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第15条第7項を同条第4項とする。

附則第15条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、附則第15条の見出し及び第1項の改正規定中「「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を削り」を「「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め」に改め、附則第15条第2項から第7項までを削る改正規定中「第7項」を「第4項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中第35条の7及び

附則第6条の4の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(以下「新条例」という。)第35条の 7及び附則第6条の4の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適 用し、平成31年度までの年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条の7第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、同項の規定中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)」とする。
- 4 新条例附則第6条の3の2の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度までの年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度 以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度までの年度分の固定資産税に ついては、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第9条の3第6項の規定は、平成31年4月1日以後に取得した地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の8第4項に規定する家屋に対して課する平成32年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

7 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の軽自動車税 について適用し、平成30年度までの年度分の軽自動車税については、なお従前の例に よる。 専決処分した事件の承認を求めることについて

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第1条による改正関係)

改正前

(寄附金税額控除)

第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に 次に掲げる寄附金を支出した場合<u>において</u> <u>は</u>、法第314条の7第1項に規定するところに より控除すべき額(当該納税義務者が前年 中に同項第1号に掲げる寄附金

一を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。(1)~(4) (略)

2 前項の特例控除額は、法<u>第314条の7第2項</u> (法附則第5条の6第2項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。)に定めるとこ ろにより計算した金額とする。

附則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控 除)

- 第6条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法<u>附則第5条の4の2第6項(同条第9項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- <u>2</u> 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用 する。
  - (1) 前項の規定の適用を受けようとする 年度分の第37条の2第1項の規定による申 告書(その提出期限後において市民税の納

改正後

(寄附金税額控除)

- 第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に 次に掲げる寄附金を支出した場合には \_、法第314条の7第1項に規定するところに より控除すべき額(当該納税義務者が前年 中に同条第2項に規定する特例控除対象寄 附金を支出した場合にあっては、当該控除 すべき金額に特例控除額を加算した金額。 以下この項において「控除額」という。)を その者の第35条の3及び前条の規定を適用 した場合の所得割の額から控除するものと する。この場合において、当該控除額が当 該所得割の額を超えるときは、当該控除額 は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)~(4) (略)
- 2 前項の特例控除額は、法<u>第314条の7第11項</u> (法附則第5条の6第2項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。)に定めるとこ ろにより計算した金額とする。

附則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控 除)

第6条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法<u>附則第5条の4の2第5項(同条第7項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定 の適用を受けようとする年度の初日の属 する年の1月1日現在において法第317条の 6第1項の規定によって給与支払報告書を 提出する義務がある者から給与の支払を 受けている者であって、前年中において給 与所得以外の所得を有しなかったものが、 前年分の所得税につき租税特別措置法第 41条の2の2の規定の適用を受けている場 合
- 3 第1項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の4 第35条の7の規定の適用を受ける 市民税の所得割の納税義務者が、法第314条 の7第2項第2号 若しくは第3号に掲げる場 合に該当する場合又は第35条の3第2項に規 定する課税総所得金額、課税退職所得金額 及び課税山林所得金額を有しない場合であ って、当該納税義務者の前年中の所得につ いて、附則第15条の4第1項、第15条の5第1 項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1 項、第18条の2第1項又は第19条第1項の規定 の適用を受けるときは、第35条の7第2項に 規定する特例控除額は、同項の規定にかか わらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条 の6第2項の規定により読み替えて適用され る場合を含む。)に定めるところにより計算 した金額とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2~4 (略)

2 前項の規定の適用が ある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の4 第35条の7の規定の適用を受ける 市民税の所得割の納税義務者が、法第314条 の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場 合に該当する場合又は第35条の3第2項に規 定する課税総所得金額、課税退職所得金額 及び課税山林所得金額を有しない場合であ って、当該納税義務者の前年中の所得につ いて、附則第15条の4第1項、第15条の5第1 項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1 項、第18条の2第1項又は第19条第1項の規定 の適用を受けるときは、第35条の7第2項に 規定する特例控除額は、同項の規定にかか わらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条 の6第2項の規定により読み替えて適用され る場合を含む。)に定めるところにより計算 した金額とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定め る割合)

第9条の2 (略)

2~4 (略)

- 5 法<u>附則第15条第18項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別 措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に 規定する特定都市再生緊急整備地域におけ る法<u>附則第15条第18項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1)とする。
- 6 法<u>附則第15条第28項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第29項第1号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第29項第2号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第29項第3号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第30項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第30項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する 設備について同号イに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第32項第1号ロ</u>に規定する 設備について同号ロに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第32項第1号ハ</u>に規定する 設備について同号ハに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法<u>附則第15条第32項第1号ニ</u>に規定する 設備について同号ニに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法<u>附則第15条第32項第1号ホ</u>に規定する 設備について同号ホに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法<u>附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する 設備について同号イに規定する市町村の条 例で定める割合は、12分の7とする。
- 18 法<u>附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する 設備について同号ロに規定する市町村の条 例で定める割合は、12分の7とする。
- 19 法<u>附則第15条第32項第3号イ</u>に規定する 設備について同号イに規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第32項第3号ロ</u>に規定する 設備について同号ロに規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の1とする。

- 5 法<u>附</u>則第15条第19項に規定する市町村の 条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別 措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に 規定する特定都市再生緊急整備地域におけ る法<u>附則第15条第19項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1)とする。
- 6 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法<u>附則第15条第30項第1号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第30項第2号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第30項第3号</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第31項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第31項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する 設備について同号イに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する 設備について同号ロに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第33項第1号ハ</u>に規定する 設備について同号ハに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法<u>附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する 設備について同号ニに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法<u>附則第15条第33項第1号ホ</u>に規定する 設備について同号ホに規定する市町村の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法<u>附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する 設備について同号イに規定する市町村の条 例で定める割合は、12分の7とする。
- 18 法<u>附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する 設備について同号ロに規定する市町村の条 例で定める割合は、12分の7とする。
- 19 法<u>附則第15条第33項第3号イ</u>に規定する 設備について同号イに規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第33項第3号ロ</u>に規定する 設備について同号ロに規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の1とする。

- 21 法<u>附則第15条第32項第3号ハ</u>に規定する 設備について同号ハに規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、5分の4とする。
- 24 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 26 法<u>附則第15条第46項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、0とする。

#### 27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第9条の3 (略)

2~5 (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

## (1)~(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改 修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修 専有部分について、これらの規定の適用を

- 21 法<u>附則第15条第33項第3号ハ</u>に規定する 設備について同号ハに規定する市町村の条 例で定める割合は、3分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、5分の4とする。
- 24 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第45項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 26 法<u>附則第15条第47項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、0とする。

#### 27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第9条の3 (略)

2~5 (略)

- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び 個人番号又は法人番号(個人番号又は法人 番号を有しない者にあっては、住所及び氏 名又は名称)
  - (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及</u> び床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 7 法附則第15条の9第13項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

## (1)~(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改 修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修 専有部分について、これらの規定の適用を 受けようとする者は、同条第4項に規定する 居住安全改修工事が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類 を添付して市長に提出しなければならな い。

(1)~(3) (略)

- (4) 令<u>附則第12条第21項</u>に掲げる者に該 当する者の住所、氏名及び当該者が同項各 号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並び に令<u>附則第12条第22項</u>に規定する補助金 等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅 改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修 住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有 部分について、これらの規定の適用を受け ようとする者は、同条第9項に規定する熱損 失防止改修工事が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を 添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及 び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金 等

(6) (略)

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$  (略)

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及 び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金 等
- (6) (略)

受けようとする者は、同条第4項に規定する 居住安全改修工事が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類 を添付して市長に提出しなければならな い。

 $(1) \sim (3)$  (略)

- (4) 令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該 当する者の住所、氏名及び当該者が同項各 号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並び に令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金 等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅 改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修 住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有 部分について、これらの規定の適用を受け ようとする者は、同条第9項に規定する熱損 失防止改修工事が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を 添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及 び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金 等

(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$  (略)

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及 び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金 等
- (6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

12 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から<u>第4号</u>までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 【別記 参照】

(軽自動車税の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項

に規定する三輪以上の軽自動車に対する当 該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和 26年法律第185号)第60条第1項後段の規定 による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた 月から起算して14年を経過した月の属する 年度以後の年度分の軽自動車税に係る第79 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

13 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から<u>第5号</u>までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 【別記 参照】

(軽自動車税の税率の特例)

第15条 平成18年3月31日までに初めて道路 運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条 第1項後段の規定による車両番号の指定(次 項から第4項までにおいて「初回車両番号指 定」という。)を受けた法附則第30条第1項 に規定する三輪以上の軽自動車に対する平 成31年度分

の軽自動車税に係る第79 条の規定の適用については、当分の間、次 の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第	3,900円	<u>1,000円</u>
<u>2号ア</u>	<u>6,900円</u>	1,800円
	10,800円	<u>2,700円</u>
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第79条第</u>	<u>3,900円</u>	2,000円
<u>2号ア</u>	6, 900円	3,500円
	10,800円	5, 400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句と、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

表 (略)

<u>する。</u>

第79条第2	3,900円	3,000円
<u>号ア</u>	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法<u>附則第30条第6項第1号及び第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

<u>6</u> 法<u>附則第30条第7項第1号及び第2号</u>に掲げ る三輪以上の軽自動車

に対する第79 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 2 法<u>附則第30条第2項第1号及び第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第79条第</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
<u>2号ア</u>	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	10,800円	2,700円
	3,800円	<u>1,000円</u>
	5,000円	<u>1,300円</u>

3 法<u>附則第30条第3項第1号及び第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第79条第</u>	3,900円	2,000円
<u>2号ア</u>	<u>6,900円</u>	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

5,000円 2,500円

7 法<u>附則第30条第8項第1号及び第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に 関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から <u>第7項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上 の軽自動車に該当するかどうかの判断をす るときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認 定等をいう。次項において同じ。)に基づき 当該判断をするものとする。

2~4 (略)

4 法<u>附則第30条第4項第1号及び第2号</u>に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

<u>第79条第</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
<u>2号ア</u>	6,900円	5, 200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に 関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から 第4項までの規定の適用を受ける三輪以上 の軽自動車に該当するかどうかの判断をす るときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認 定等をいう。次項において同じ。)に基づき 当該判断をするものとする。

2~4 (略)

# 【別記】

# (改正前)

第1項中表以 外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度(令附則第14条の2第2項第2号から <u>第4</u> 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日 (当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日)を賦 課期日とする年度をいう。以下 <u>本条</u> において同じ。)
	平成5年度に	市街化区域設定年度に

# (改正後)

第1項中表以 外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度(令附則第14条の2第2項第2号から <u>第5</u> 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日 (当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下 <u>この条</u> において同じ。)
	平成5年度に	市街化区域設定年度に
	······································	

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表は、第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)を改正前として、第2条の規定による改正後の宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)が溶け込んだものを改正後として作成しています。

改正前	改正後
附則	附則
(軽自動車税の税率の特例)	(軽自動車税 <u>の種別割</u> の税率の特例)
第15条 平成18年3月31日までに初めて道路	第15条
運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条	
第1項後段の規定による車両番号の指定(次	
項から第4項までにおいて「初回車両番号指	
定」という。)を受けた法附則第30条第1項	
に規定する三輪以上の軽自動車に対する <u>平</u>	に規定する三輪以上の軽自動車に対
战21年 连公	該転自動車が是知の注答444条第9TE

\_\_\_\_\_の軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第79条の 規定の適用については、当分の間、次の表の 左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第79条第2	3,900円	4,600円
<u>号7</u>	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第	3,900円	1,000円
2号ア	6,900円	1,800円

に規定する三輪以上の軽自動車に対する当 該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定 する車両番号の指定を受けた月から起算し て14年を経過した月の属する年度以後の年 度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に係る第79条の 規定の適用については、当分の間、次の表の 左欄に掲げる<u>同条の</u>規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第2号7(4)	3,900円	4,600円
第2号7(ウ)	6,900円	8,200円
<u>a</u>	10,800円	12,900円
第2号7(ウ)	3,800円	4,500円
<u>b</u>	5,000円	6,000円

10,800円	<u>2,700円</u>
3,800円	<u>1,000円</u>
5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句と、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第	3,900円	2,000円
<u>2号ア</u>	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第 2号ア	3,900円	<u>3,000円</u>
2 <del>5</del> )	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	10,800円	<u>8,100円</u>
	3,800円	<u>2,900円</u>
	5,000円	3,800円

# 報告第2号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、承認を求める。

令和元年(2019年)5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

# 専決第9号

専 決 処 分 書

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第 1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年(2019年)3月29日

宝塚市長 中川 智子

## 宝塚市条例第15号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44 項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第18項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第 18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、 第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、 第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宝塚市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用 し、平成30年度までの年度分の都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

専決処分した事件の承認を求めることについて 宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

#### 改正前

#### 附則

(法附則第15条第18項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第18項に規定する市町村の 条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別 措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に 規定する特定都市再生緊急整備地域におけ る法<u>附則第15条第18項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1)とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第39項に規定する市町村の 条例で定める割合は、5分の4とする。

(法附則第15条第43項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第43項に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の1とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 5 法附則第15条第44項に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第 18項、第20項から第24項まで、第26項、第 27項、第31項、第35項、第39項、第42項、 第43項、第44項若しくは第47項

、第15条の2第2項又は第15条の3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税 に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあ るのは、「若しくは第34項又は法附則第15 条から第15条の3まで」とする。

#### 改正後

#### 附則

(法附則第15条第19項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第19項に規定する市町村の 条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別 措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に 規定する特定都市再生緊急整備地域におけ る法<u>附則第15条第19項</u>に規定する市町村の 条例で定める割合は、2分の1)とする。

(法附則第15条第40項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第40項に規定する市町村の 条例で定める割合は、5分の4とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第44項に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

- 5 法附則第15条第45項に規定する市町村の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 18 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第 19項、第21項から第25項まで 、第 27項、第28項、第32項、第36項、第40項、 第43項から第45項まで若しくは第48項から 第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税 に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあ るのは、「若しくは第34項又は法附則第15 条から第15条の3まで」とする。

# 報告第3号

専決処分した事件の承認を求めることについて

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第1号)新旧対照表(第 1条による改正関係)

改正前	改正後
附則	附則
この条例は、平成31年4月1日から施行す	この条例は、平成31年4月1日から施行す
る。ただし、第2条の規定は <u>平成33年4月1日</u> か	る。ただし、第2条の規定は <u>令和3年4月1日</u> か
ら、第3条の規定は <u>平成34年4月1日</u> から施行す	ら、第3条の規定は <u>令和4年4月1日</u> から施行す
る。	る。

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第 51号)新旧対照(第2条による改正関係)

現行	改正案
附 則	附 則
(施行期日等)	(施行期日等)
1 この条例は、公布の日から施行する。た	1 この条例は、公布の日から施行する。た
だし、第2条の規定は、 <u>平成31年6月1日</u> か	だし、第2条の規定は、 <u>令和元年6月1日</u> か
ら施行する。	ら施行する。

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第52号)新旧対照表 (第3条による改正関係)

現行	改正案
附 則 (施行期日等)	附 則 (施行期日等)
1 この条例は、公布の日から施行する。た だし、第2条の規定は、 <u>平成31年6月1日</u> か ら施行する。	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、 <u>令和元年6月1日</u> から施行する。

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行

附目

附則

(平成29年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間における扶養手当に関する特例)

32 平成29年4月1日から平成30年3月31日ま での間における扶養手当については、第11 条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号 までの規定は適用せず、同条第3項及び第5 項から第7項までの規定の適用について は、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、 父母等については1人につき6,500円(行政 職給料表の適用を受ける職員でその職務の 級が6級であるもの及び同表以外の各給料 表の適用を受ける職員でその職務の級がこ れに相当するものとして規則で定める職員 (以下「行政職給料表6級職員等」とい う。)にあっては、3,500円)、前項第2号に 該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 子」という。)については1人につき10,000 円」とあるのは「前項第1号に該当する扶 養親族(以下「扶養親族たる配偶者」とい う。)については10,000円、同項第2号に該 当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」 という。)については1人につき8,000円(職 員に配偶者がない場合にあっては、そのう ち1人については10,000円)、同項第3号か ら第6号までのいずれかに該当する扶養親 族(以下「扶養親族たる父母等」という。) については1人につき6,500円(職員に配偶 者及び扶養親族たる子がない場合にあって は、そのうち1人については9,000円)」 と、同条第5項中「扶養親族(行政職給料表 7級職員等にあっては、扶養親族たる子に 限る。)がある場合、行政職給料表7級職員 等から行政職給料表7級職員等以外の職員 となった職員に扶養親族たる配偶者、父母 等」とあるのは「扶養親族」と、「その 旨」とあるのは「その旨(新たに職員とな った者に扶養親族がある場合又は職員に第 1号に掲げる事実が生じた場合において、 その職員に配偶者がないときは、その旨を 含む。)」と、同項第1号中「場合(行政職 給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、 父母等としての要件を具備するに至った者 (平成29年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>まで の間における扶養手当に関する特例)

改正案

32 平成29年4月1日から平成30年3月31日ま での間における扶養手当については、第11 条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号 までの規定は適用せず、同条第3項及び第5 項から第7項までの規定の適用について は、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、 父母等については1人につき6,500円(行政 職給料表の適用を受ける職員でその職務の 級が6級であるもの及び同表以外の各給料 表の適用を受ける職員でその職務の級がこ れに相当するものとして規則で定める職員 (以下「行政職給料表6級職員等」とい う。)にあっては、3,500円)、前項第2号に 該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 子」という。)については1人につき10,000 円」とあるのは「前項第1号に該当する扶 養親族(以下「扶養親族たる配偶者」とい う。)については10,000円、同項第2号に該 当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」 という。)については1人につき8,000円(職 員に配偶者がない場合にあっては、そのう ち1人については10,000円)、同項第3号か ら第6号までのいずれかに該当する扶養親 族(以下「扶養親族たる父母等」という。) については1人につき6,500円(職員に配偶 者及び扶養親族たる子がない場合にあって は、そのうち1人については9,000円)」 と、同条第5項中「扶養親族(行政職給料表 7級職員等にあっては、扶養親族たる子に 限る。)がある場合、行政職給料表7級職員 等から行政職給料表7級職員等以外の職員 となった職員に扶養親族たる配偶者、父母 等」とあるのは「扶養親族」と、「その 旨」とあるのは「その旨(新たに職員とな った者に扶養親族がある場合又は職員に第 1号に掲げる事実が生じた場合において、 その職員に配偶者がないときは、その旨を 含む。)」と、同項第1号中「場合(行政職 給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、 父母等としての要件を具備するに至った者 がある場合を除く。)」とあるのは「場 合」と、同項中「(2) 扶養親族としての 要件を欠くに至った者がある場合(扶養親 族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に 該当する扶養親族が、満22歳に達した日以 後の最初の3月31日の経過により、扶養親 族としての要件を欠くに至った場合及び行 政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶 者、父母等としての要件を欠くに至った者 がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者が ある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号 若しくは第5号に該当する扶養親族が、満 22歳に達した日以後の最初の3月31日の経 過により、扶養親族としての要件を欠くに 至った場合を除く。) (3) 扶養親族たる 子又は扶養親族たる父母等がある職員が配 偶者のない職員となった場合(前号に該当 する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子 又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶 者を有するに至った場合(第1号に該当する 場合を除く。)」と、同条第6項中「扶養 親族(行政職給料表7級職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)」とあるのは、

「扶養親族」と、「なった日、行政職給料 表7級職員等から行政職給料表7級職員等以 外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等がある場合においてその職員に 扶養親族たる子で前項の規定による届出に 係るものがないときは、その職員が行政職 給料表7級職員等以外の職員となった日」 とあるのは「なった日」と、「同項の規定 による届出に係るものがない場合」とある のは「前項の規定による届出に係るものが ない場合」と、「死亡した日、行政職給料 表7級職員等以外の職員から行政職給料表7 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等で同項の規定による届出に係る ものがある場合においてその職員に扶養親 族たる子で同項の規定による届出に係るも のがないときは、その職員が行政職給料表 7級職員等となった日」とあるのは「死亡 した日」と、同条第7項中「次の各号のい ずれか」とあるのは「第1号、第2号若しく は第7号」と、「においては、その」とあ るのは「又は扶養手当を受けている職員に ついて第5項第3号若しくは第4号に掲げる

がある場合を除く。)」とあるのは「場 合」と、同項中「(2) 扶養親族としての 要件を欠くに至った者がある場合(扶養親 族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に 該当する扶養親族が、満22歳に達した日以 後の最初の3月31日の経過により、扶養親 族としての要件を欠くに至った場合及び行 政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶 者、父母等としての要件を欠くに至った者 がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者が ある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号 若しくは第5号に該当する扶養親族が、満 22歳に達した日以後の最初の3月31日の経 過により、扶養親族としての要件を欠くに 至った場合を除く。) (3) 扶養親族たる 子又は扶養親族たる父母等がある職員が配 偶者のない職員となった場合(前号に該当 する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子 又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶 者を有するに至った場合(第1号に該当する 場合を除く。)」と、同条第6項中「扶養 親族(行政職給料表7級職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)」とあるのは、 「扶養親族」と、「なった日、行政職給料 表7級職員等から行政職給料表7級職員等以 外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等がある場合においてその職員に 扶養親族たる子で前項の規定による届出に

係るものがないときは、その職員が行政職 給料表7級職員等以外の職員となった日」 とあるのは「なった日」と、「同項の規定 による届出に係るものがない場合」とある のは「前項の規定による届出に係るものが ない場合」と、「死亡した日、行政職給料 表7級職員等以外の職員から行政職給料表7 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等で同項の規定による届出に係る ものがある場合においてその職員に扶養親 族たる子で同項の規定による届出に係るも のがないときは、その職員が行政職給料表 7級職員等となった日」とあるのは「死亡 した日」と、同条第7項中「次の各号のい ずれか」とあるのは「第1号、第2号若しく は第7号」と、「においては、その」とあ るのは「又は扶養手当を受けている職員に ついて第5項第3号若しくは第4号に掲げる

事実が生じた場合においては、これらの」 と、「その目が」とあるのは「これらの日 が」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、「の改定」とあるのは、 「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定に よる届出に係るものがある職員で配偶者の ないものが扶養親族たる配偶者を有するに 至った場合における当該扶養親族たる子に 係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親 族たる父母等で同項の規定による届出に係 るものがある職員であって配偶者及び扶養 親族たる子で同項の規定による届出に係る もののないものが扶養親族たる配偶者又は 扶養親族たる子を有するに至った場合の当 該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支 給額の改定を除く。)、扶養手当を受けて いる職員のうち扶養親族たる子で第5項の 規定による届出に係るものがある職員が配 偶者のない職員となった場合における当該 扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の 改定及び扶養手当を受けている職員のうち 扶養親族たる父母等で同項の規定による届 出に係るものがある職員であって扶養親族 たる子で同項の規定による届出に係るもの のないものが配偶者のない職員となった場 合における当該扶養親族たる父母等に係る 扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号 中「扶養親族(行政職給料表7級職員等にあ っては、扶養親族たる子に限る。)」とあ るのは「扶養親族」とする。

34 平成31年4月1日から平成32年3月31日ま での間における扶養手当については、第11 条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5 号の規定は適用せず、同条第3項及び第5項 から第7項までの規定の適用については、 同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母 等」とあるのは「前項第1号及び第3号から 第6号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる配偶者、父母等」と いう。)」と、「が6級」とあるのは「が6 級以上」と、「行政職給料表6級職員等」 とあるのは「行政職給料表6級以上職員 等」と、「前項第2号」とあるのは「同項 第2号」と、同条第5項中「扶養親族(行政 職給料表7級職員等にあっては、扶養親族 たる子に限る。)がある場合、行政職給料 表7級職員等から行政職給料表7級職員等以

事実が生じた場合においては、これらの」 と、「その目が」とあるのは「これらの日 が」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、「の改定」とあるのは、 「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定に よる届出に係るものがある職員で配偶者の ないものが扶養親族たる配偶者を有するに 至った場合における当該扶養親族たる子に 係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親 族たる父母等で同項の規定による届出に係 るものがある職員であって配偶者及び扶養 親族たる子で同項の規定による届出に係る もののないものが扶養親族たる配偶者又は 扶養親族たる子を有するに至った場合の当 該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支 給額の改定を除く。)、扶養手当を受けて いる職員のうち扶養親族たる子で第5項の 規定による届出に係るものがある職員が配 偶者のない職員となった場合における当該 扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の 改定及び扶養手当を受けている職員のうち 扶養親族たる父母等で同項の規定による届 出に係るものがある職員であって扶養親族 たる子で同項の規定による届出に係るもの のないものが配偶者のない職員となった場 合における当該扶養親族たる父母等に係る 扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号 中「扶養親族(行政職給料表7級職員等にあ っては、扶養親族たる子に限る。)」とあ るのは「扶養親族」とする。

34 平成31年4月1日から令和2年3月31日 ま での間における扶養手当については、第11 条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5 号の規定は適用せず、同条第3項及び第5項 から第7項までの規定の適用については、 同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母 等」とあるのは「前項第1号及び第3号から 第6号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる配偶者、父母等」と いう。)」と、「が6級」とあるのは「が6 級以上」と、「行政職給料表6級職員等」 とあるのは「行政職給料表6級以上職員 等」と、「前項第2号」とあるのは「同項 第2号」と、同条第5項中「扶養親族(行政 職給料表7級職員等にあっては、扶養親族 たる子に限る。)がある場合、行政職給料 表7級職員等から行政職給料表7級職員等以

外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、 同項第1号中「場合(行政職給料表7級職員 等に扶養親族たる配偶者、父母等としての 要件を具備するに至った者がある場合を除 く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及 び行政職給料表7級職員等に扶養親族たる 配偶者、父母等としての要件を欠くに至っ た者がある場合」とあるのは「場合」と、 同条第6項中「扶養親族(行政職給料表7級 職員等にあっては、扶養親族たる子に限 る。)」とあるのは「扶養親族」と、「な った日、行政職給料表7級職員等から行政 職給料表7級職員等以外の職員となった職 員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場 合においてその職員に扶養親族たる子で前 項の規定による届出に係るものがないとき は、その職員が行政職給料表7級職員等以 外の職員となった日」とあるのは「なった 日」と、「同項の規定による届出に係るも のがない場合」とあるのは「前項の規定に よる届出に係るものがない場合」と、「死 亡した日、行政職給料表7級職員等以外の 職員から行政職給料表7級職員等となった 職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項 の規定による届出に係るものがある場合に おいてその職員に扶養親族たる子で同項の 規定による届出に係るものがないときは、 その職員が行政職給料表7級職員等となっ た日」とあるのは「死亡した日」と、同条 第7項中「次の各号のいずれか」とあるの は「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7 号」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(行 政職給料表7級職員等にあっては、扶養親 族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親 族」と、同項第4号中「行政職給料表6級職 員等が行政職給料表6級職員等及び行政職 給料表7級職員等」とあるのは「行政職給 料表6級以上職員等が行政職給料表6級以上 職員等」と、同項第6号中「行政職給料表6 級職員等及び行政職給料表7級職員等」と あるのは「行政職給料表6級以上職員等」 と、「が行政職給料表6級職員等」とある のは「が行政職給料表6級以上職員等」と する。

外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、 同項第1号中「場合(行政職給料表7級職員 等に扶養親族たる配偶者、父母等としての 要件を具備するに至った者がある場合を除 く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及 び行政職給料表7級職員等に扶養親族たる 配偶者、父母等としての要件を欠くに至っ た者がある場合」とあるのは「場合」と、 同条第6項中「扶養親族(行政職給料表7級 職員等にあっては、扶養親族たる子に限 る。)」とあるのは「扶養親族」と、「な った日、行政職給料表7級職員等から行政 職給料表7級職員等以外の職員となった職 員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場 合においてその職員に扶養親族たる子で前 項の規定による届出に係るものがないとき は、その職員が行政職給料表7級職員等以 外の職員となった日」とあるのは「なった 日」と、「同項の規定による届出に係るも のがない場合」とあるのは「前項の規定に よる届出に係るものがない場合」と、「死 亡した日、行政職給料表7級職員等以外の 職員から行政職給料表7級職員等となった 職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項 の規定による届出に係るものがある場合に おいてその職員に扶養親族たる子で同項の 規定による届出に係るものがないときは、 その職員が行政職給料表7級職員等となっ た日」とあるのは「死亡した日」と、同条 第7項中「次の各号のいずれか」とあるの は「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7 号」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(行 政職給料表7級職員等にあっては、扶養親 族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親 族」と、同項第4号中「行政職給料表6級職 員等が行政職給料表6級職員等及び行政職 給料表7級職員等」とあるのは「行政職給 料表6級以上職員等が行政職給料表6級以上 職員等」と、同項第6号中「行政職給料表6 級職員等及び行政職給料表7級職員等」と あるのは「行政職給料表6級以上職員等」 と、「が行政職給料表6級職員等」とある のは「が行政職給料表6級以上職員等」と する。

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第53号)新旧対照表 (第5条による改正関係)

現行	改正案
附則	附則
(施行期日等)	(施行期日等)
第1条 この条例は、公布の日から施行す	第1条 この条例は、公布の日から施行す
る。ただし、第2条の規定は、平成31年6月	る。ただし、第2条の規定は、 <u>令和元年6月</u>
<u>1日</u> から施行する。	<u>1日</u> から施行する。
2 · 3 (略)	2 • 3 (略)

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第3号)新旧対照表 (第6条による改正関係)

現行	改正案
附則	附則
この条例は、平成31年4月1日から施行す	この条例は、平成31年4月1日から施行す
る。ただし、第13条の2第2項ただし書を削る	る。ただし、第13条の2第2項ただし書を削る
改正規定は、 <u>平成32年4月1日</u> から施行する。	改正規定は、 <u>令和2年4月1日</u> から施行する。

現行

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

- 第5条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
- 第6条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 • 3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出されたもの及びその時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない事由が

改正案

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

- 第5条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
- 第6条の3の2 平成22年度から<u>令和13年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 · 3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない事由が

あると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

#### 2・3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から<u>平成</u>32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第10条 次条から附則第13条までにおいて、 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に掲げる規定に定めるところによる。

(1)~(8) (略)

(平成31年度又は<u>平成32年度</u>における土地の価格の特例)

- 第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的 条件からみて類似の利用価値を有すると認 められる地域において地価が下落し、か つ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17条の2第1項に規定する修正前の価格をい う。)を当該年度分の固定資産税の課税上著しく 均衡を失すると認める場合における当該標 地に対して課する固定資産税の課税標準 は、第55条の規定にかかわらず、平成31年 度分又は平成32年度分の固定資産税に限 り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2 第1項に規定する修正価格をいう。)で土地 課税台帳等に登録されたものとする。
- 年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31

第11条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32</u> <u>年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格(当該宅 あると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

#### 2 • 3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から<u>令和2</u> 年度 までの各年度分の固定資産税の特例 に関する用語の意義)

第10条 次条から附則第13条までにおいて、 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に掲げる規定に定めるところによる。

(1)~(8) (略)

(平成31年度又は<u>令和2年度</u>における土地の価格の特例)

- 第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的 条件からみて類似の利用価値を有すると認 められる地域において地価が下落し、か つ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17条の2第1項に規定する修正前の価格をい う。)を当該年度分の固定資産税の課税上著しく 均衡を失すると認める場合における当該土 地に対して課する固定資産税の課税標準 は、第55条の規定にかかわらず、平成31年 度分又は<u>令和2年度分</u>の固定資産税に限 り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2 第1項に規定する修正価格をいう。)で土地 課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31 年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)
- 第11条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2</u> <u>年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格(当該宅

地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める 率を乗じて得た額。以下この条におい算し た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受らる 宅地等であるときは、当該額にこれらの 宅地等であるときは、当該額にこれら 定に戻る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資 産税額(以下「宅地等調整固定資産税額と という。)を超える場合には、当該宅地等 調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等 調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る

地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条におい算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受らの規定の適用を受らる宅地等であるときは、当該額にこれらの規定である率を乗じて得た額)を当該年度分の固定資産税の課税にでは、当該年度分の固定資産税の調整固定資産税額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度 分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地 等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等 調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る

平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る平成 30年度から平成32年度までの各年度分の固 定資産税の額は、第1項の規定にかかわら ず、当該商業地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格に10分の 7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は 法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する固定資産税に関する経過措 置)

第11条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から<u>平成</u>32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る平成30年度から平成32年 度までの各年度分の固定資産税の額は、当 該農地に係る当該年度分の固定資産税額 が、当該農地に係る当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 額(当該農地が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける農地 であるときは、当該課税標準額にこれらの 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る平成 30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固 定資産税の額は、第1項の規定にかかわら ず、当該商業地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格に10分の 7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は 法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する固定資産税に関する経過措 置)

第11条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和</u> 2年度 までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年</u>度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの

規定に定める率を乗じて得た額)に、当該 農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負 担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産 税額とする。

## 表 (略)

- 第12条の3 市街化区域農地に係る平成30年 度から平成32年度までの各年度分の固定資 産税の額は、前条の規定により算定した当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固定 資産税額が、当該市街化区域農地の当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資 産税の課税標準額に、当該市街化区域農地 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格の3分の1の額に100分の5を 乗じて得た額を加算した額(当該市街化区 域農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合における 固定資産税額(以下「市街化区域農地調整 固定資産税額」という。)を超える場合に は、当該市街化区域農地調整固定資産税額 とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農 地に係る平成30年度から平成32年度までの 各年度分の市街化区域農地調整固定資産税 額は、当該市街化区域農地調整固定資産税 額が、当該市街化区域農地に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格 の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額に満たない場合に は、同項の規定にかかわらず、当該固定資

規定に定める率を乗じて得た額)に、当該 農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負 担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産 税額とする。

# 表 (略)

- 第12条の3 市街化区域農地に係る平成30年 度から令和2年度 までの各年度分の固定資 産税の額は、前条の規定により算定した当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固定 資産税額が、当該市街化区域農地の当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資 産税の課税標準額に、当該市街化区域農地 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格の3分の1の額に100分の5を 乗じて得た額を加算した額(当該市街化区 域農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合における 固定資産税額(以下「市街化区域農地調整 固定資産税額」という。)を超える場合に は、当該市街化区域農地調整固定資産税額 とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農 地に係る平成30年度から令和2年度 までの 各年度分の市街化区域農地調整固定資産税 額は、当該市街化区域農地調整固定資産税 額が、当該市街化区域農地に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格 の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額に満たない場合に は、同項の規定にかかわらず、当該固定資

産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第14条 附則第11条第1項から第5項までの規 定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に 掲げる宅地等をいうものとし、法第349条 の3、第349条の3の2又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用がある宅地等 を除く。)に対して課する平成30年度から 平成32年度までの各年度分の特別土地保有 税については、第134条第1号及び第137条 の5中「当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格」とあるのは、「当該年 度分の固定資産税に係る附則第11条第1項 から第5項までに規定する課税標準となる べき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評 価土地の取得のうち平成18年1月1日から平 成33年3月31日までの間にされたものに対 して課する特別土地保有税については、第 134条第2号中「不動産取得税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「不動産取得税 の課税標準となるべき価格(法附則第11条 の5第1項の規定の適用がないものとした場 合における課税標準となるべき価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とし、 「令第54条の38第1項に規定する価格」と あるのは「令第54条の38第1項に規定する 価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用 がないものとした場合における価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 (略)

(市たばこ税の税率の特例)

第15条の3 たばこ事業法附則第2条の規定に よる廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年 法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻た ばこ3級品の当該廃止の時における品目と 同一である喫煙用の紙巻たばこ(以下この 条において「紙巻たばこ3級品」という。) に係る市たばこ税の税率は、第90条の規定 にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区 分に応じ、当該各号に定める税率とする。

(1) • (2) (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日 まで 1,000本につき4,000円

2~11 (略)

産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第14条 附則第11条第1項から第5項までの規 定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に 掲げる宅地等をいうものとし、法第349条 の3、第349条の3の2又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用がある宅地等 を除く。)に対して課する平成30年度から 令和2年度 までの各年度分の特別土地保有 税については、第134条第1号及び第137条 の5中「当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格」とあるのは、「当該年 度分の固定資産税に係る附則第11条第1項 から第5項までに規定する課税標準となる べき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評 価土地の取得のうち平成18年1月1日から令 和3年3月31日 までの間にされたものに対 して課する特別土地保有税については、第 134条第2号中「不動産取得税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「不動産取得税 の課税標準となるべき価格(法附則第11条 の5第1項の規定の適用がないものとした場 合における課税標準となるべき価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とし、 「令第54条の38第1項に規定する価格」と あるのは「令第54条の38第1項に規定する 価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用 がないものとした場合における価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 (略)

(市たばこ税の税率の特例)

第15条の3 たばこ事業法附則第2条の規定に よる廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年 法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻た ばこ3級品の当該廃止の時における品目と 同一である喫煙用の紙巻たばこ(以下この 条において「紙巻たばこ3級品」という。) に係る市たばこ税の税率は、第90条の規定 にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区 分に応じ、当該各号に定める税率とする。

(1) • (2) (略)

(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日 まで 1,000本につき4,000円

2~11 (略)

12 平成31年10月1日前に法第465条第1項に 12 令和元年10月1日前に法第465条第1項に

規定する売渡し又は同条第2項に規定する 売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たば こ3級品を同日に販売のため所持する卸売 販売業者等又は小売販売業者がある場合に おいて、これらの者が所得税法等改正法附 則第52条第12項の規定により製造たばこの 製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日 にこれらの者の製造たばこの製造場から移 出したものとみなして同項の規定によりた ばこ税を課されることとなるときは、これ らの者が卸売販売業者等として当該紙巻た ばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等で ある場合には市の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合 には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3級品を直接管理する営業所において所持 されるものに限る。)を同日に小売販売業 者に売り渡したものとみなして、市たばこ 税を課する。この場合における市たばこ税 の課税標準は、当該売り渡したものとみな される紙巻たばこ3級品の本数とし、当該 市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692 円とする。

13 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

### 【別記 参照】

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の 課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>まで の各年度分の個人の市民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等を いう。以下この条において同じ。)の (同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、 該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等 のための譲渡をいう。)に該当するときに おける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次 項において同じ。)に係る課税長期譲渡所

規定する売渡し又は同条第2項に規定する 売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たば こ3級品を同日に販売のため所持する卸売 販売業者等又は小売販売業者がある場合に おいて、これらの者が所得税法等改正法附 則第52条第12項の規定により製造たばこの 製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日 にこれらの者の製造たばこの製造場から移 出したものとみなして同項の規定によりた ばこ税を課されることとなるときは、これ らの者が卸売販売業者等として当該紙巻た ばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等で ある場合には市の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合 には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3級品を直接管理する営業所において所持 されるものに限る。)を同日に小売販売業 者に売り渡したものとみなして、市たばこ 税を課する。この場合における市たばこ税 の課税標準は、当該売り渡したものとみな される紙巻たばこ3級品の本数とし、当該 市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692 円とする。

13 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

### 【別記 参照】

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の 課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から<u>令和2年度</u>まで の各年度分の個人の市民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等(租税特 別措置法第31条第1項に規定する土地等を いう。以下この条において同じ。)の譲渡 (同項に規定する譲渡をいう。以下この条 において同じ。)をした場合において、 該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附 則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等 のための譲渡をいう。)に該当するときに おける前条第1項に規定する譲渡所得(次条 の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次 項において同じ。)に係る課税長期譲渡所 得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年 度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地等の 譲渡をした場合において、当該譲渡が確定 優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則 第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地 等予定地のための譲渡をいう。以下この項 において同じ。)に該当するときにおける 前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する市民税の 所得割について準用する。この場合におい て、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の 規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡 ではなかったものとみなす。

### 3 (略)

(個人の市民税の税率の特例等)

第21条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第33条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年 度 までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地等の 譲渡をした場合において、当該譲渡が確定 優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則 第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地 等予定地のための譲渡をいう。以下この項 において同じ。)に該当するときにおける 前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する市民税の 所得割について準用する。この場合におい て、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の 規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡 ではなかったものとみなす。

#### 3 (略)

(個人の市民税の税率の特例等)

第21条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第33条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

# 【別記】

## (現行)

第4項		
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第5項	平成28年9月30日	平成32年3月31日

# (改正案)

第4項		
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第5項	平成28年9月30日	令和2年3月31日

宝塚市市税条例の一部を改正する条例(平成28年条例第19号)新旧対照表(第8条による改正関係)

現行	改正案
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この条例は、公布の日から施行す	第1条 この条例は、公布の日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当	る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。	該各号に定める日から施行する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第35条の4及び第35条の5の改正規定	(2) 第35条の4及び第35条の5の改正規定
並びに次条第1項の規定 平成31年10月1	並びに次条第1項の規定 令和元年10月1
<u>H</u>	<u> </u>
(3) • (4) (略)	(3) • (4) (略)

宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第24号)新旧対 照表(第9条による改正関係)

現行

第3条 宝塚市市税条例の一部を次のように 改正する。

第89条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第90条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「平成30年10月1日」を「<u>平成32年10月1日</u>」に、「附則第51条第1項」を「附則第51条第9項」に改め、同条第2項中「平成30年10月31日」を「<u>平成32年11月2日</u>」に改め、同条第3項中「平成31年4月1日」を「<u>平成33年3月31</u>日」に改める。

第4条 宝塚市市税条例の一部を次のように 改正する。

第89条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第90条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「<u>平成32年10月</u>1日」を「<u>平成33年10月1日</u>」に、「附則第51条第9項」を「附則第51条第11項」に改め、同条第2項中「<u>平成32年11月2日</u>」を「<u>平成33年11月1日</u>」に改め、同条第3項中「<u>平成33年3月31日</u>」を「<u>平成34年3月31</u>日」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

 $(1) \sim (3)$  (略)

改正案

第3条 宝塚市市税条例の一部を次のように 改正する。

第89条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第90条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「平成30年10月1日」を「<u>令和2年10月1日</u>」に、「附則第51条第1項」を「附則第51条第9項」に改め、同条第2項中「平成30年10月31日」を「<u>令和2年11月2日</u>」に改め、同条第3項中「平成31年4月1日」を「<u>令和3年3月31</u>日」に改める。

第4条 宝塚市市税条例の一部を次のように 改正する。

第89条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第90条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「<u>令和2年10月1</u> <u>日</u>」を「<u>令和3年10月1日</u>」に、「附則第 51条第9項」を「附則第51条第11項」に改 め、同条第2項中「<u>令和2年11月2日</u>」を 「<u>令和3年11月1日</u>」に改め、同条第3項中 「<u>令和3年3月31日</u>」を「<u>令和4年3月31</u> <u>日</u>」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)~(3) (略)

- (4) 第2条中宝塚市市税条例第89条第3項 の改正規定及び附則第4条第2項の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中宝塚市市税条例第24条第5項 及び第50条第1項の改正規定並びに同条に 3項を加える改正規定並びに次条第3項の 規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条及び附則第4条第3項の規定 <u>平</u> 成32年10月1日
- (7) 第1条中宝塚市市税条例第25条第1項 第2号の改正規定、同条第2項の改正規定 (第2号に掲げる改正規定を除く。)、第35 条の2の改正規定、第35条の6の改正規定 (同条第1号ア及び第2号アの改正規定を除 く。)並びに附則第4条の3の改正規定並び に次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条及び附則第4条第4項の規定 <u>平</u> 成33年10月1日
- (9) 第5条及び附則第4条第5項の規定 <u>平</u> 成34年10月1日
- (10) (略)

(市民税に関する経過措置)

### 第2条 (略)

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 (略)

- (4) 第2条中宝塚市市税条例第89条第3項 の改正規定及び附則第4条第2項の規定 令和元年10月1日
- (5) 第1条中宝塚市市税条例第24条第5項 及び第50条第1項の改正規定並びに同条に 3項を加える改正規定並びに次条第3項の 規定 今和2年4月1日
- (6) 第3条及び附則第4条第3項の規定 <u>令</u> 和2年10月1日
- (7) 第1条中宝塚市市税条例第25条第1項 第2号の改正規定、同条第2項の改正規定 (第2号に掲げる改正規定を除く。)、第35 条の2の改正規定、第35条の6の改正規定 (同条第1号ア及び第2号アの改正規定を除 く。)並びに附則第4条の3の改正規定並び に次条第2項の規定 令和3年1月1日
- (8) 第4条及び附則第4条第4項の規定 <u>令</u> 和3年10月1日
- (9) 第5条及び附則第4条第5項の規定 <u>令</u> <u>和4年10月1日</u>
- (10) (略)

(市民税に関する経過措置)

#### 第2条 (略)

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 (略)

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)新旧対照表(第10条による改正関 係)

現行 改正案 附則 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行す る。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条 例(次項において「新条例」という。)の規 定中軽自動車税の環境性能割に関する部分 は、平成31年10月1日以後に取得された三 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車 税の環境性能割について適用する。
- 3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関 する部分及び第2条の規定による改正後の 宝塚市市税条例の一部を改正する条例附則 第6条の規定は、平成32年度以後の年度分 の軽自動車税の種別割について適用し、平 成31年度までの軽自動車税については、な お従前の例による。

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行す る。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条 例(次項において「新条例」という。)の規 定中軽自動車税の環境性能割に関する部分 は、令和元年10月1日 以後に取得された三 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車 税の環境性能割について適用する。
- 3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関 する部分及び第2条の規定による改正後の 宝塚市市税条例の一部を改正する条例附則 第6条の規定は、令和2年度」以後の年度分 の軽自動車税の種別割について適用し、平 成31年度までの軽自動車税については、な お従前の例による。

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第14号)新旧対照表(第11条による改正関係)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中宝塚市市税条例第35 条の7及び附則第6条の4の改正規定並びに 附則第3項及び第4項の規定は、<u>平成31年6</u> 月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(以下「新条例」という。)第35条の7及び附則第6条の4の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度までの年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条の7第1項の規定の適用については、<u>平成32年度</u>分の個人の市民税に限り、同項の規定中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1</u>日前に支出したものに限る。)」とする。
- 4 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 (略)
- 6 新条例附則第9条の3第6項の規定は、平成 31年4月1日以後に取得した地方税法等の一 部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1 条の規定による改正後の地方税法(昭和25 年法律第226号)附則第15条の8第4項に規定 する家屋に対して課する<u>平成32年度</u>以後の 年度分の固定資産税について適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中宝塚市市税条例第35条の7及び附則第6条の4の改正規定並びに 附則第3項及び第4項の規定は、<u>今和元年6</u>月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(以下「新条例」という。)第35条の7及び附則第6条の4の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度までの年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条の7第1項の規定の適用については、<u>令和2年度</u>分の個人の市民税に限り、同項の規定中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u>前に支出したものに限る。)」とする。
- 4 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 (略)
- 6 新条例附則第9条の3第6項の規定は、平成 31年4月1日以後に取得した地方税法等の一 部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1 条の規定による改正後の地方税法(昭和25 年法律第226号)附則第15条の8第4項に規定 する家屋に対して課する<u>令和2年度</u>以後の 年度分の固定資産税について適用する。

現行

附則

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平</u>成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 7 宅地等に係る平成30年度から平成32年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき価格(当該宅地 等が当該年度分の都市計画税について法第 702条の3の規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該価格に同条に定める率を乗 じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第19項を除く。)又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅 地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「宅地等調整都市計画税額」と いう。)を超える場合には、当該宅地等調 整都市計画税額とする。
- 8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る平成30年度から平成32年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地 等調整都市計画税額が、当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第19項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場合に おける都市計画税額を超える場合には、前 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額 とする。
- 9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に 係る平成30年度から平成32年度までの各年

改正案

附則

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令</u> <u>和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特 例)

- 7 宅地等に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき価格(当該宅地 等が当該年度分の都市計画税について法第 702条の3の規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該価格に同条に定める率を乗 じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第19項を除く。)又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅 地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「宅地等調整都市計画税額」と いう。)を超える場合には、当該宅地等調 整都市計画税額とする。
- 8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る平成30年度から令和2年度 までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地 等調整都市計画税額が、当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第19項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場合に おける都市計画税額を超える場合には、前 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額 とする。
- 9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に 係る平成30年度から令和2年度 までの各年

度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅 地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該 宅地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額に満たない場合には、附則第 7項の規定にかかわらず、当該都市計画税 額とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分 の都市計画税の額は、附則第7項の規定に かかわらず、当該商業地等の当該年度分の 都市計画税に係る前年度分の都市計画税に係る前年度分の 課税標準額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3(第19項 を除く。)又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該課税標準額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該商業地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画 税額とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る平成 30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都 市計画税の額は、附則第7項の規定にかか わらず、当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3(第19項を除く。)又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計 画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>平成</u>32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅 地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該 宅地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を 該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額に満たない場合には、附則第 7項の規定にかかわらず、当該都市計画税 額とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分 の都市計画税の額は、附則第7項の規定に かかわらず、当該商業地等の当該年度分の 都市計画税に係る前年度分の都市計画税の 課税標準額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3(第19項 を除く。)又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該課税標準額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該商業地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画 税額とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る平成 30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都 市計画税の額は、附則第7項の規定にかか わらず、当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3(第19項を除く。)又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計 画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和</u> 2年度 までの各年度分の都市計画税の特 例) 12 農地に係る平成30年度から平成32年度ま での各年度分の都市計画税の額は、当該農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当 該農地に係る当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当 該農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける農地であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の 右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額(以下「農地調整都市計画税 額」という。)を超える場合には、当該農 地調整都市計画税額とする。

### 表 (略)

- 14 市街化区域農地に係る平成30年度から平 成32年度までの各年度分の都市計画税の額 は、前項の規定により市税条例附則第12条 の2の規定の例により算定した当該市街化 区域農地に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該市街化区域農地の当該年度分の都 市計画税に係る前年度分の都市計画税の課 税標準額に、当該市街化区域農地に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得 た額を加算した額(当該市街化区域農地が 当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「市街化区 域農地調整都市計画税額」という。)を超 える場合には、当該市街化区域農地調整都 市計画税額とする。
- 15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格

12 農地に係る平成30年度から令和2年度 ま での各年度分の都市計画税の額は、当該農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当 該農地に係る当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当 該農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける農地であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の 右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額(以下「農地調整都市計画税 額」という。)を超える場合には、当該農 地調整都市計画税額とする。

### 表 (略)

- 14 市街化区域農地に係る平成30年度から令 和2年度 までの各年度分の都市計画税の額 は、前項の規定により市税条例附則第12条 の2の規定の例により算定した当該市街化 区域農地に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該市街化区域農地の当該年度分の都 市計画税に係る前年度分の都市計画税の課 税標準額に、当該市街化区域農地に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得 た額を加算した額(当該市街化区域農地が 当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「市街化区 域農地調整都市計画税額」という。)を超 える場合には、当該市街化区域農地調整都 市計画税額とする。
- 15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格

の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する都市計画税に関する経過措 置)

19 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する都市計画税に関する経過措 置)

19 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号) 新旧対照表(第13条による改正関係)

7 m 2 (70 2 9) m 17 m 2	
現行	改正案
附則	附則
(職員等に関する経過措置)	(職員等に関する経過措置)
3 この条例の施行の日から <u>平成32年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用につ いては、同項中「修了したもの」とあるの	3 この条例の施行の日から <u>令和2年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用につ いては、同項中「修了したもの」とあるの
は、「修了したもの( <u>平成32年3月31日</u> まで に修了することを予定している者を含 む。)」とする。	は、「修了したもの( <u>令和2年3月31日</u> まで に修了することを予定している者を含 む。)」とする。

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第18号)新旧対照表(第14条による改正関係)

現行	改正案
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
2 <u>平成33年3月31日</u> までの間は、第5条第2項 の規定にかかわらず、介護支援専門員(介 護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員を除く。) を第5条第1項に規定する管理者とすること ができる。	2 <u>令和3年3月31日</u> までの間は、第5条第2項 の規定にかかわらず、介護支援専門員(介 護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員を除く。) を第5条第1項に規定する管理者とすること ができる。

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)新旧対照表(第15条による改正関係)

現行

.

附

- 3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部 を改正する法律附則第130条の2第1項の規 定によりなおその効力を有するものとされ た介護保険法施行令(平成10年政令第412 号)第4条第2項に規定する病床に係るもの に限る。以下同じ。)又は療養病床を有す る病院の一般病床、精神病床又は療養病床 を平成36年3月31日までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床又は療養病床の病 床数を減少させるとともに、当該病院の施 設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム (老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人 ホームをいう。以下同じ。)その他の要介 護者、要支援者その他の者を入所させ、又 は入居させるための施設の用に供すること をいう。)をし、指定地域密着型介護老人 福祉施設を開設しようとする場合におい て、当該転換に係る食堂及び機能訓練室に ついては、第152条第1項第7号アの規定に かかわらず、食堂は、1平方メートルに入 所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能 訓練室は、40平方メートル以上の面積を有 しなければならない。ただし、食事の提供 又は機能訓練を行う場合において、当該食 事の提供又は機能訓練に支障がない広さを 確保することができるときは、同一の場所 とすることができるものとする。
- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

改正案

附則

- 3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部 を改正する法律附則第130条の2第1項の規 定によりなおその効力を有するものとされ た介護保険法施行令(平成10年政令第412 号)第4条第2項に規定する病床に係るもの に限る。以下同じ。)又は療養病床を有す る病院の一般病床、精神病床又は療養病床 を令和6年3月31日 までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床又は療養病床の病 床数を減少させるとともに、当該病院の施 設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム (老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人 ホームをいう。以下同じ。)その他の要介 護者、要支援者その他の者を入所させ、又 は入居させるための施設の用に供すること をいう。)をし、指定地域密着型介護老人 福祉施設を開設しようとする場合におい て、当該転換に係る食堂及び機能訓練室に ついては、第152条第1項第7号アの規定に かかわらず、食堂は、1平方メートルに入 所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能 訓練室は、40平方メートル以上の面積を有 しなければならない。ただし、食事の提供 又は機能訓練を行う場合において、当該食 事の提供又は機能訓練に支障がない広さを 確保することができるときは、同一の場所 とすることができるものとする。
- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を合和6年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、受護者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を 有する病院の一般病床、精神病床若しくは 療養病床又は一般病床若しくは療養病床を 有する診療所の一般病床若しくは療養病床 を平成36年3月31日までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は当該診療所の一般病床若しくは療養病 床の病床数を減少させるとともに、当該病 院又は診療所の施設を介護老人保健施設、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援 者その他の者を入所させ、又は入居させる ための施設の用に供することをいう。)を し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開 設しようとする場合において、第152条第1 項第8号及び第180条第1項第4号の規定にか かわらず、当該転換に係る廊下の幅につい ては、1.2メートル以上とする。ただし、 中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 6 第130条の規定にかかわらず、療養病床等 を有する病院又は病床を有する診療所の開 設者が、当該病院の療養病床等又は当該診 療所の病床を平成36年3月31日までの間に 転換(当該病院の療養病床又は当該診療所 の病床の病床数を減少させるとともに、当 該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホ ームその他の要介護者、要支援者その他の 者を入所させ、又は入居させるための施設 の用に供することをいう。次項において同 じ。)を行って指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の事業を行う医療機関併設型 指定地域密着型特定施設(介護老人保健施 設、介護医療院又は病院若しくは診療所に 併設される指定地域密着型特定施設をい う。以下この項及び次項において同じ。) の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作 成担当者の員数の基準は、次のとおりとす る。

(1) • (2) (略)

7 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用する

- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を 有する病院の一般病床、精神病床若しくは 療養病床又は一般病床若しくは療養病床を 有する診療所の一般病床若しくは療養病床 を令和6年3月31日 までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は当該診療所の一般病床若しくは療養病 床の病床数を減少させるとともに、当該病 院又は診療所の施設を介護老人保健施設、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援 者その他の者を入所させ、又は入居させる ための施設の用に供することをいう。)を し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開 設しようとする場合において、第152条第1 項第8号及び第180条第1項第4号の規定にか かわらず、当該転換に係る廊下の幅につい ては、1.2メートル以上とする。ただし、 中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 6 第130条の規定にかかわらず、療養病床等 を有する病院又は病床を有する診療所の開 設者が、当該病院の療養病床等又は当該診 療所の病床を令和6年3月31日 までの間に 転換(当該病院の療養病床又は当該診療所 の病床の病床数を減少させるとともに、当 該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホ ームその他の要介護者、要支援者その他の 者を入所させ、又は入居させるための施設 の用に供することをいう。次項において同 じ。)を行って指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の事業を行う医療機関併設型 指定地域密着型特定施設(介護老人保健施 設、介護医療院又は病院若しくは診療所に 併設される指定地域密着型特定施設をい う。以下この項及び次項において同じ。) の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作 成担当者の員数の基準は、次のとおりとす る。

(1) • (2) (略)

7 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用する

ことにより、当該医療機関併設型指定地域 密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行 われると認められるときは、当該医療機関 併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便 所及び食堂を設けないことができる。 ことにより、当該医療機関併設型指定地域 密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行 われると認められるときは、当該医療機関 併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便 所及び食堂を設けないことができる。 現行

(保険料率)

第10条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)~(14) (略)

2 (略)

附則

(平成30年度から<u>平成32年度</u>までにおける 保険料率の特例)

第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保 険者についての保険料の減額賦課に係る平 成30年度から<u>平成32年度</u>までにおける保険 料率は、同号の規定にかかわらず、31,800 円とする。 改正案

(保険料率)

第10条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

 $(1) \sim (14)$  (略)

2 (略)

附 則

(平成30年度から<u>令和2年度</u>までにおける 保険料率の特例)

第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保 険者についての保険料の減額賦課に係る平 成30年度から<u>令和2年度</u>までにおける保険 料率は、同号の規定にかかわらず、31,800 円とする。 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年条例第15号)新旧対照表(第17条による改正 関係)

現行	改正案
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行す る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行す る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。	該各号に定める日から施行する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第2条の規定及び附則第4項 <u>平成33</u> <u>年3月1日</u>	(2) 第2条の規定及び附則第4項 <u>令和3年</u> <u>3月1日</u>

現行

附則

- 3 新条例の規定中農作物共済の一筆方式(法 施行規則附則第8条第2項に規定する一筆方 式をいう。)に係る規定は、平成33年以前 の年産の農作物に係る共済関係に限り、適 用する。
- 4 平成32年1月1日前に開始する家畜共済の 共済掛金期間についての新条例第83条の規 定の適用については、同条第1項の表中 「90/100」とあるのは「100/100」と、 「費用」とあるのは「費用(初診料を除 く。)」とし、同条第2項中「費用」とある のは「費用(初診料を除く。)」と、「100 分の90に相当する金額」とあるのは「金 額」とする。
- 7 平成33年3月31日までに共済責任期間(家 畜共済にあっては、共済掛金期間)の満了 する共済関係に係る共済掛金の無事戻し は、平成34年3月31日までの間に限り、改 正前の宝塚市農業共済条例(以下「旧条 例」という。)の規定の例により行うこと ができる。
- 8 新条例第40条及び第101条の規定は、平成 34年度以後の会計年度における共済金額の 削減について適用し、同年度前の会計年度 における共済金額の削減については、なお 従前の例による。
- 9 新条例第111条の規定は、平成31年度以後 の会計年度に係る経理について適用し、同 年度前の会計年度に係る経理については、 なお従前の例による。
- 10 新条例第114条の規定は、平成34年度以 後に係る不足金塡補準備金の積立てについ て適用し、平成31年度から平成33年度まで に係る不足金塡補準備金については、新条 例第111条第1号に掲げる勘定にあっては共 済目的の種類ごと、同条第2号及び第3号に 掲げる勘定にあっては当該勘定ごとに、当 該勘定に係る毎年度の剰余金の額の2分の1 に相当する金額を積み立てるものとし、平 成30年度に係る不足金塡補準備金の積立て については、なお従前の例による。
- 11 新条例第115条の規定は、平成34年度以 11 新条例第115条の規定は、令和4年度 以

改正案

附則

- 3 新条例の規定中農作物共済の一筆方式(法 施行規則附則第8条第2項に規定する一筆方 式をいう。)に係る規定は、令和3年 以前 の年産の農作物に係る共済関係に限り、適 用する。
- 4 令和2年1月1日 前に開始する家畜共済の 共済掛金期間についての新条例第83条の規 定の適用については、同条第1項の表中 「90/100」とあるのは「100/100」と、 「費用」とあるのは「費用(初診料を除 く。)」とし、同条第2項中「費用」とある のは「費用(初診料を除く。)」と、「100 分の90に相当する金額」とあるのは「金 額」とする。
- 7 令和3年3月31日 までに共済責任期間(家 畜共済にあっては、共済掛金期間)の満了 する共済関係に係る共済掛金の無事戻し は、 令和4年3月31日 までの間に限り、改 正前の宝塚市農業共済条例(以下「旧条 例」という。)の規定の例により行うこと ができる。
- 8 新条例第40条及び第101条の規定は、令和 4年度 以後の会計年度における共済金額の 削減について適用し、同年度前の会計年度 における共済金額の削減については、なお 従前の例による。
- 9 新条例第111条の規定は、令和元年度以後 の会計年度に係る経理について適用し、同 年度前の会計年度に係る経理については、 なお従前の例による。
- 10 新条例第114条の規定は、令和4年度 以 後に係る不足金塡補準備金の積立てについ て適用し、令和元年度から令和3年度 まで に係る不足金塡補準備金については、新条 例第111条第1号に掲げる勘定にあっては共 済目的の種類ごと、同条第2号及び第3号に 掲げる勘定にあっては当該勘定ごとに、当 該勘定に係る毎年度の剰余金の額の2分の1 に相当する金額を積み立てるものとし、平 成30年度に係る不足金塡補準備金の積立て については、なお従前の例による。

- 後の会計年度に係る不足金塡補準備金の共 済金支払への充当について適用し、同年度 前の会計年度に係る不足金塡補準備金の共 済金支払への充当については、なお従前の 例による。
- 12 新条例第116条及び第117条の規定は、<u>平</u> 成34年度以後の会計年度に係る特別積立金 の積立て及び取崩しについて適用し、同年 度前の会計年度に係る特別積立金の積立て 及び取崩しについては、旧条例第79条第6 項に係るものを除き、なお従前の例によ る。
- 後の会計年度に係る不足金塡補準備金の共 済金支払への充当について適用し、同年度 前の会計年度に係る不足金塡補準備金の共 済金支払への充当については、なお従前の 例による。
- 12 新条例第116条及び第117条の規定は、<u>令</u> <u>和4年度</u> 以後の会計年度に係る特別積立金 の積立て及び取崩しについて適用し、同年 度前の会計年度に係る特別積立金の積立て 及び取崩しについては、旧条例第79条第6 項に係るものを除き、なお従前の例によ る。

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例(平成30年条例第7号)新旧対照表(第19条による改正関係)

現行 改正案

附 則

4 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>まで
の間、施行日前に法第6条第1項又は第3項
の規定による許可を受けた者の施行日以後 の規定による許可を受けた者の施行日以後

4 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、施行日前に法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者の施行日以後に引き続く当該許可に係る占用物件による占用についての別表第2の規定の適用については、同表第2法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部マンホールその他これに類するものの項中「3,444円」とあるのは「3,196円」とする。

4 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、施行日前に法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者の施行日以後に引き続く当該許可に係る占用物件による占用についての別表第2の規定の適用については、同表第2法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部マンホールその他これに類するものの項中「3,444円」とあるのは「3,196円」とする。

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例(平成31年条例第10号)新旧対照表(第20条による改正 関係)

現行	改正案
附則	附則
この条例は、 <u>平成31年7月1日</u> から施行す	この条例は、 <u>令和元年7月1日</u> から施行す
る。	る。

報告第3号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、承認を求める。

令和元年(2019年)5月27日提出

宝塚市長 中川 智子

専決第10号

専 決 処 分 書

改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年(2019年)4月26日

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第16号

改元に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 行政通則関係

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第 1号)の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に改める。

第2章 給与関係

(宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部 改正)

第2条 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例

第52号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第32項の前の見出し中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に 改める。

附則第34項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例 第53号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第1項ただし書中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

第6条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例 第3号)の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

第3章 財務関係

(宝塚市市税条例の一部改正)

第7条 宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成43年度」を「令和13年度」に、「平成33 年」を「令和3年」に改める。

附則第7条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項 及び第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し及び同条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条の見出し及び同条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第14条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の3第1項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第12項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第13項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。 附則第21条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(宝塚市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 宝塚市市税条例の一部を改正する条例(平成28年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。 (宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、宝塚市市税条例附則第15条の3の2第1項の改正規定中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項の改正規定中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項の改正規定中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第4条のうち、宝塚市市税条例附則第15条の3の2第1項の改正規定中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に、「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」を「令和3年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項の改正規定中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に、「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項の改正規定中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同 条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平 成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1 月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を 「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年 10月1日 に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第1項及び第2項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第14号)の一部を 次のように改正する。

附則第1項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(宝塚市都市計画税条例の一部改正)

第12条 宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。 附則第7項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7項から第11項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12項の見出し及び同項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第14項、第15項及び第19項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第4章 民生関係

(宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改

第14条 宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 (平成30年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第15条 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(宝塚市介護保険条例の一部改正)

第16条 宝塚市介護保険条例 (平成12年条例第12号) の一部を次のように改正する。 第10条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第2条(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年条例第15号)の一部 を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成33年3月1日」を「令和3年3月1日」に改める。

第5章 產業経済関係

(宝塚市農業共済条例の一部改正)

第18条 宝塚市農業共済条例(平成30年条例第50号)の一部を次のように改正する。 附則第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第4項中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第8項中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第9項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第10項中「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11項及び第12項中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

第6章 建設関係

(宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第19条 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例(平成30年条例第7号)の一部を 次のように改正する。

附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第7章 消防関係

(宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の一部改正)

第20条 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例(平成31年条例第10号)の一部 を次のように改正する。

附則中「平成31年7月1日」を「令和元年7月1日」に改める。

附則

この条例は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

## 報告第3号

専決処分した事件の承認を求めることについて

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第1号)新旧対照表(第 1条による改正関係)

改正前	改正後
附則	附則
この条例は、平成31年4月1日から施行す	この条例は、平成31年4月1日から施行す
る。ただし、第2条の規定は <u>平成33年4月1日</u> か	る。ただし、第2条の規定は <u>令和3年4月1日</u> か
ら、第3条の規定は <u>平成34年4月1日</u> から施行す	ら、第3条の規定は <u>令和4年4月1日</u> から施行す
る。	る。

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第 51号)新旧対照(第2条による改正関係)

現行	改正案
附 則	附 則
(施行期日等)	(施行期日等)
1 この条例は、公布の日から施行する。た	1 この条例は、公布の日から施行する。た
だし、第2条の規定は、 <u>平成31年6月1日</u> か	だし、第2条の規定は、 <u>令和元年6月1日</u> か
ら施行する。	ら施行する。

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第52号)新旧対照表 (第3条による改正関係)

現行	改正案
附 則 (施行期日等)	附 則 (施行期日等)
1 この条例は、公布の日から施行する。た だし、第2条の規定は、 <u>平成31年6月1日</u> か ら施行する。	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、 <u>令和元年6月1日</u> から施行する。

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行

附目

附則

(平成29年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間における扶養手当に関する特例)

32 平成29年4月1日から平成30年3月31日ま での間における扶養手当については、第11 条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号 までの規定は適用せず、同条第3項及び第5 項から第7項までの規定の適用について は、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、 父母等については1人につき6,500円(行政 職給料表の適用を受ける職員でその職務の 級が6級であるもの及び同表以外の各給料 表の適用を受ける職員でその職務の級がこ れに相当するものとして規則で定める職員 (以下「行政職給料表6級職員等」とい う。)にあっては、3,500円)、前項第2号に 該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 子」という。)については1人につき10,000 円」とあるのは「前項第1号に該当する扶 養親族(以下「扶養親族たる配偶者」とい う。)については10,000円、同項第2号に該 当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」 という。)については1人につき8,000円(職 員に配偶者がない場合にあっては、そのう ち1人については10,000円)、同項第3号か ら第6号までのいずれかに該当する扶養親 族(以下「扶養親族たる父母等」という。) については1人につき6,500円(職員に配偶 者及び扶養親族たる子がない場合にあって は、そのうち1人については9,000円)」 と、同条第5項中「扶養親族(行政職給料表 7級職員等にあっては、扶養親族たる子に 限る。)がある場合、行政職給料表7級職員 等から行政職給料表7級職員等以外の職員 となった職員に扶養親族たる配偶者、父母 等」とあるのは「扶養親族」と、「その 旨」とあるのは「その旨(新たに職員とな った者に扶養親族がある場合又は職員に第 1号に掲げる事実が生じた場合において、 その職員に配偶者がないときは、その旨を 含む。)」と、同項第1号中「場合(行政職 給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、 父母等としての要件を具備するに至った者 (平成29年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間における扶養手当に関する特例)

改正案

32 平成29年4月1日から平成30年3月31日ま での間における扶養手当については、第11 条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号 までの規定は適用せず、同条第3項及び第5 項から第7項までの規定の適用について は、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、 父母等については1人につき6,500円(行政 職給料表の適用を受ける職員でその職務の 級が6級であるもの及び同表以外の各給料 表の適用を受ける職員でその職務の級がこ れに相当するものとして規則で定める職員 (以下「行政職給料表6級職員等」とい う。)にあっては、3,500円)、前項第2号に 該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 子」という。)については1人につき10,000 円」とあるのは「前項第1号に該当する扶 養親族(以下「扶養親族たる配偶者」とい う。)については10,000円、同項第2号に該 当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」 という。)については1人につき8,000円(職 員に配偶者がない場合にあっては、そのう ち1人については10,000円)、同項第3号か ら第6号までのいずれかに該当する扶養親 族(以下「扶養親族たる父母等」という。) については1人につき6,500円(職員に配偶 者及び扶養親族たる子がない場合にあって は、そのうち1人については9,000円)」 と、同条第5項中「扶養親族(行政職給料表 7級職員等にあっては、扶養親族たる子に 限る。)がある場合、行政職給料表7級職員 等から行政職給料表7級職員等以外の職員 となった職員に扶養親族たる配偶者、父母 等」とあるのは「扶養親族」と、「その 旨」とあるのは「その旨(新たに職員とな った者に扶養親族がある場合又は職員に第 1号に掲げる事実が生じた場合において、 その職員に配偶者がないときは、その旨を 含む。)」と、同項第1号中「場合(行政職 給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、 父母等としての要件を具備するに至った者 がある場合を除く。)」とあるのは「場 合」と、同項中「(2) 扶養親族としての 要件を欠くに至った者がある場合(扶養親 族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に 該当する扶養親族が、満22歳に達した日以 後の最初の3月31日の経過により、扶養親 族としての要件を欠くに至った場合及び行 政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶 者、父母等としての要件を欠くに至った者 がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者が ある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号 若しくは第5号に該当する扶養親族が、満 22歳に達した日以後の最初の3月31日の経 過により、扶養親族としての要件を欠くに 至った場合を除く。) (3) 扶養親族たる 子又は扶養親族たる父母等がある職員が配 偶者のない職員となった場合(前号に該当 する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子 又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶 者を有するに至った場合(第1号に該当する 場合を除く。)」と、同条第6項中「扶養 親族(行政職給料表7級職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)」とあるのは、

「扶養親族」と、「なった日、行政職給料 表7級職員等から行政職給料表7級職員等以 外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等がある場合においてその職員に 扶養親族たる子で前項の規定による届出に 係るものがないときは、その職員が行政職 給料表7級職員等以外の職員となった日」 とあるのは「なった日」と、「同項の規定 による届出に係るものがない場合」とある のは「前項の規定による届出に係るものが ない場合」と、「死亡した日、行政職給料 表7級職員等以外の職員から行政職給料表7 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等で同項の規定による届出に係る ものがある場合においてその職員に扶養親 族たる子で同項の規定による届出に係るも のがないときは、その職員が行政職給料表 7級職員等となった日」とあるのは「死亡 した日」と、同条第7項中「次の各号のい ずれか」とあるのは「第1号、第2号若しく は第7号」と、「においては、その」とあ るのは「又は扶養手当を受けている職員に ついて第5項第3号若しくは第4号に掲げる

がある場合を除く。)」とあるのは「場 合」と、同項中「(2) 扶養親族としての 要件を欠くに至った者がある場合(扶養親 族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に 該当する扶養親族が、満22歳に達した日以 後の最初の3月31日の経過により、扶養親 族としての要件を欠くに至った場合及び行 政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶 者、父母等としての要件を欠くに至った者 がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者が ある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号 若しくは第5号に該当する扶養親族が、満 22歳に達した日以後の最初の3月31日の経 過により、扶養親族としての要件を欠くに 至った場合を除く。) (3) 扶養親族たる 子又は扶養親族たる父母等がある職員が配 偶者のない職員となった場合(前号に該当 する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子 又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶 者を有するに至った場合(第1号に該当する 場合を除く。)」と、同条第6項中「扶養 親族(行政職給料表7級職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)」とあるのは、 「扶養親族」と、「なった日、行政職給料 表7級職員等から行政職給料表7級職員等以 外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等がある場合においてその職員に 扶養親族たる子で前項の規定による届出に

係るものがないときは、その職員が行政職 給料表7級職員等以外の職員となった日」 とあるのは「なった日」と、「同項の規定 による届出に係るものがない場合」とある のは「前項の規定による届出に係るものが ない場合」と、「死亡した日、行政職給料 表7級職員等以外の職員から行政職給料表7 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等で同項の規定による届出に係る ものがある場合においてその職員に扶養親 族たる子で同項の規定による届出に係るも のがないときは、その職員が行政職給料表 7級職員等となった日」とあるのは「死亡 した日」と、同条第7項中「次の各号のい ずれか」とあるのは「第1号、第2号若しく は第7号」と、「においては、その」とあ るのは「又は扶養手当を受けている職員に ついて第5項第3号若しくは第4号に掲げる

事実が生じた場合においては、これらの」 と、「その目が」とあるのは「これらの日 が」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、「の改定」とあるのは、 「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定に よる届出に係るものがある職員で配偶者の ないものが扶養親族たる配偶者を有するに 至った場合における当該扶養親族たる子に 係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親 族たる父母等で同項の規定による届出に係 るものがある職員であって配偶者及び扶養 親族たる子で同項の規定による届出に係る もののないものが扶養親族たる配偶者又は 扶養親族たる子を有するに至った場合の当 該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支 給額の改定を除く。)、扶養手当を受けて いる職員のうち扶養親族たる子で第5項の 規定による届出に係るものがある職員が配 偶者のない職員となった場合における当該 扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の 改定及び扶養手当を受けている職員のうち 扶養親族たる父母等で同項の規定による届 出に係るものがある職員であって扶養親族 たる子で同項の規定による届出に係るもの のないものが配偶者のない職員となった場 合における当該扶養親族たる父母等に係る 扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号 中「扶養親族(行政職給料表7級職員等にあ っては、扶養親族たる子に限る。)」とあ るのは「扶養親族」とする。

34 平成31年4月1日から平成32年3月31日ま での間における扶養手当については、第11 条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5 号の規定は適用せず、同条第3項及び第5項 から第7項までの規定の適用については、 同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母 等」とあるのは「前項第1号及び第3号から 第6号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる配偶者、父母等」と いう。)」と、「が6級」とあるのは「が6 級以上」と、「行政職給料表6級職員等」 とあるのは「行政職給料表6級以上職員 等」と、「前項第2号」とあるのは「同項 第2号」と、同条第5項中「扶養親族(行政 職給料表7級職員等にあっては、扶養親族 たる子に限る。)がある場合、行政職給料 表7級職員等から行政職給料表7級職員等以

事実が生じた場合においては、これらの」 と、「その目が」とあるのは「これらの日 が」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、「の改定」とあるのは、 「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定に よる届出に係るものがある職員で配偶者の ないものが扶養親族たる配偶者を有するに 至った場合における当該扶養親族たる子に 係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親 族たる父母等で同項の規定による届出に係 るものがある職員であって配偶者及び扶養 親族たる子で同項の規定による届出に係る もののないものが扶養親族たる配偶者又は 扶養親族たる子を有するに至った場合の当 該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支 給額の改定を除く。)、扶養手当を受けて いる職員のうち扶養親族たる子で第5項の 規定による届出に係るものがある職員が配 偶者のない職員となった場合における当該 扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の 改定及び扶養手当を受けている職員のうち 扶養親族たる父母等で同項の規定による届 出に係るものがある職員であって扶養親族 たる子で同項の規定による届出に係るもの のないものが配偶者のない職員となった場 合における当該扶養親族たる父母等に係る 扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号 中「扶養親族(行政職給料表7級職員等にあ っては、扶養親族たる子に限る。)」とあ るのは「扶養親族」とする。

34 平成31年4月1日から令和2年3月31日 ま での間における扶養手当については、第11 条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5 号の規定は適用せず、同条第3項及び第5項 から第7項までの規定の適用については、 同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母 等」とあるのは「前項第1号及び第3号から 第6号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる配偶者、父母等」と いう。)」と、「が6級」とあるのは「が6 級以上」と、「行政職給料表6級職員等」 とあるのは「行政職給料表6級以上職員 等」と、「前項第2号」とあるのは「同項 第2号」と、同条第5項中「扶養親族(行政 職給料表7級職員等にあっては、扶養親族 たる子に限る。)がある場合、行政職給料 表7級職員等から行政職給料表7級職員等以

外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、 同項第1号中「場合(行政職給料表7級職員 等に扶養親族たる配偶者、父母等としての 要件を具備するに至った者がある場合を除 く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及 び行政職給料表7級職員等に扶養親族たる 配偶者、父母等としての要件を欠くに至っ た者がある場合」とあるのは「場合」と、 同条第6項中「扶養親族(行政職給料表7級 職員等にあっては、扶養親族たる子に限 る。)」とあるのは「扶養親族」と、「な った日、行政職給料表7級職員等から行政 職給料表7級職員等以外の職員となった職 員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場 合においてその職員に扶養親族たる子で前 項の規定による届出に係るものがないとき は、その職員が行政職給料表7級職員等以 外の職員となった日」とあるのは「なった 日」と、「同項の規定による届出に係るも のがない場合」とあるのは「前項の規定に よる届出に係るものがない場合」と、「死 亡した日、行政職給料表7級職員等以外の 職員から行政職給料表7級職員等となった 職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項 の規定による届出に係るものがある場合に おいてその職員に扶養親族たる子で同項の 規定による届出に係るものがないときは、 その職員が行政職給料表7級職員等となっ た日」とあるのは「死亡した日」と、同条 第7項中「次の各号のいずれか」とあるの は「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7 号」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(行 政職給料表7級職員等にあっては、扶養親 族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親 族」と、同項第4号中「行政職給料表6級職 員等が行政職給料表6級職員等及び行政職 給料表7級職員等」とあるのは「行政職給 料表6級以上職員等が行政職給料表6級以上 職員等」と、同項第6号中「行政職給料表6 級職員等及び行政職給料表7級職員等」と あるのは「行政職給料表6級以上職員等」 と、「が行政職給料表6級職員等」とある のは「が行政職給料表6級以上職員等」と する。

外の職員となった職員に扶養親族たる配偶 者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、 同項第1号中「場合(行政職給料表7級職員 等に扶養親族たる配偶者、父母等としての 要件を具備するに至った者がある場合を除 く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及 び行政職給料表7級職員等に扶養親族たる 配偶者、父母等としての要件を欠くに至っ た者がある場合」とあるのは「場合」と、 同条第6項中「扶養親族(行政職給料表7級 職員等にあっては、扶養親族たる子に限 る。)」とあるのは「扶養親族」と、「な った日、行政職給料表7級職員等から行政 職給料表7級職員等以外の職員となった職 員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場 合においてその職員に扶養親族たる子で前 項の規定による届出に係るものがないとき は、その職員が行政職給料表7級職員等以 外の職員となった日」とあるのは「なった 日」と、「同項の規定による届出に係るも のがない場合」とあるのは「前項の規定に よる届出に係るものがない場合」と、「死 亡した日、行政職給料表7級職員等以外の 職員から行政職給料表7級職員等となった 職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項 の規定による届出に係るものがある場合に おいてその職員に扶養親族たる子で同項の 規定による届出に係るものがないときは、 その職員が行政職給料表7級職員等となっ た日」とあるのは「死亡した日」と、同条 第7項中「次の各号のいずれか」とあるの は「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7 号」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(行 政職給料表7級職員等にあっては、扶養親 族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親 族」と、同項第4号中「行政職給料表6級職 員等が行政職給料表6級職員等及び行政職 給料表7級職員等」とあるのは「行政職給 料表6級以上職員等が行政職給料表6級以上 職員等」と、同項第6号中「行政職給料表6 級職員等及び行政職給料表7級職員等」と あるのは「行政職給料表6級以上職員等」 と、「が行政職給料表6級職員等」とある のは「が行政職給料表6級以上職員等」と する。

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第53号)新旧対照表 (第5条による改正関係)

現行	改正案
附則	附則(按分型具体)
(施行期日等) 第1条 この条例は、公布の日から施行す	(施行期日等) 第1条 この条例は、公布の日から施行す
る。ただし、第2条の規定は、 <u>平成31年6月</u> <u>1日</u> から施行する。	る。ただし、第2条の規定は、 <u>令和元年6月</u> 1日から施行する。
2 · 3 (略)	2・3 (略)

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第3号)新旧対照表 (第6条による改正関係)

現行	改正案
附則	附則
この条例は、平成31年4月1日から施行す	この条例は、平成31年4月1日から施行す
る。ただし、第13条の2第2項ただし書を削る	る。ただし、第13条の2第2項ただし書を削る
改正規定は、 <u>平成32年4月1日</u> から施行する。	改正規定は、 <u>令和2年4月1日</u> から施行する。

現行

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

- 第5条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
- 第6条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 • 3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出されたもの及びその時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない事由が

改正案

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

- 第5条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
- 第6条の3の2 平成22年度から<u>令和13年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

## 2 · 3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない事由が

あると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

## 2・3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から<u>平成</u>32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第10条 次条から附則第13条までにおいて、 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に掲げる規定に定めるところによる。

(1)~(8) (略)

(平成31年度又は<u>平成32年度</u>における土地の価格の特例)

- 第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的 条件からみて類似の利用価値を有すると認 められる地域において地価が下落し、か つ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17条の2第1項に規定する修正前の価格をい う。)を当該年度分の固定資産税の課税上著しく 均衡を失すると認める場合における当該標 地に対して課する固定資産税の課税標準 は、第55条の規定にかかわらず、平成31年 度分又は平成32年度分の固定資産税に限 り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2 第1項に規定する修正価格をいう。)で土地 課税台帳等に登録されたものとする。
- 年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31

第11条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32</u> <u>年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格(当該宅 あると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

#### 2 • 3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から<u>令和2</u> 年度 までの各年度分の固定資産税の特例 に関する用語の意義)

第10条 次条から附則第13条までにおいて、 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に掲げる規定に定めるところによる。

(1)~(8) (略)

(平成31年度又は<u>令和2年度</u>における土地の価格の特例)

- 第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的 条件からみて類似の利用価値を有すると認 められる地域において地価が下落し、か つ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17条の2第1項に規定する修正前の価格をい う。)を当該年度分の固定資産税の課税上著しく 均衡を失すると認める場合における当該土 地に対して課する固定資産税の課税標準 は、第55条の規定にかかわらず、平成31年 度分又は<u>令和2年度分</u>の固定資産税に限 り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2 第1項に規定する修正価格をいう。)で土地 課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31 年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)
- 第11条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2</u> <u>年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格(当該宅

地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める 率を乗じて得た額。以下この条におい算し た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受らる 宅地等であるときは、当該額にこれらの 宅地等であるときは、当該額にこれら 定に戻る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資 産税額(以下「宅地等調整固定資産税額と という。)を超える場合には、当該宅地等 調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等 調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る

地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条におい算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受らの規定の適用を受らる宅地等であるときは、当該額にこれらの規定である率を乗じて得た額)を当該年度分の固定資産税の課税にでは、当該年度分の固定資産税の調整固定資産税額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度 分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地 等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等 調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る

平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る平成 30年度から平成32年度までの各年度分の固 定資産税の額は、第1項の規定にかかわら ず、当該商業地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格に10分の 7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は 法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する固定資産税に関する経過措 置)

第11条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から<u>平成</u>32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る平成30年度から平成32年 度までの各年度分の固定資産税の額は、当 該農地に係る当該年度分の固定資産税額 が、当該農地に係る当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準 額(当該農地が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける農地 であるときは、当該課税標準額にこれらの 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る平成 30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固 定資産税の額は、第1項の規定にかかわら ず、当該商業地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格に10分の 7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は 法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する固定資産税に関する経過措 置)

第11条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和</u> 2年度 までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年</u>度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの

規定に定める率を乗じて得た額)に、当該 農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負 担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産 税額とする。

## 表 (略)

- 第12条の3 市街化区域農地に係る平成30年 度から平成32年度までの各年度分の固定資 産税の額は、前条の規定により算定した当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固定 資産税額が、当該市街化区域農地の当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資 産税の課税標準額に、当該市街化区域農地 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格の3分の1の額に100分の5を 乗じて得た額を加算した額(当該市街化区 域農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合における 固定資産税額(以下「市街化区域農地調整 固定資産税額」という。)を超える場合に は、当該市街化区域農地調整固定資産税額 とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農 地に係る平成30年度から平成32年度までの 各年度分の市街化区域農地調整固定資産税 額は、当該市街化区域農地調整固定資産税 額が、当該市街化区域農地に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格 の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額に満たない場合に は、同項の規定にかかわらず、当該固定資

規定に定める率を乗じて得た額)に、当該 農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負 担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産 税額とする。

## 表 (略)

- 第12条の3 市街化区域農地に係る平成30年 度から令和2年度 までの各年度分の固定資 産税の額は、前条の規定により算定した当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固定 資産税額が、当該市街化区域農地の当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資 産税の課税標準額に、当該市街化区域農地 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格の3分の1の額に100分の5を 乗じて得た額を加算した額(当該市街化区 域農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合における 固定資産税額(以下「市街化区域農地調整 固定資産税額」という。)を超える場合に は、当該市街化区域農地調整固定資産税額 とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農 地に係る平成30年度から令和2年度 までの 各年度分の市街化区域農地調整固定資産税 額は、当該市街化区域農地調整固定資産税 額が、当該市街化区域農地に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格 の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額に満たない場合に は、同項の規定にかかわらず、当該固定資

産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第14条 附則第11条第1項から第5項までの規 定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に 掲げる宅地等をいうものとし、法第349条 の3、第349条の3の2又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用がある宅地等 を除く。)に対して課する平成30年度から 平成32年度までの各年度分の特別土地保有 税については、第134条第1号及び第137条 の5中「当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格」とあるのは、「当該年 度分の固定資産税に係る附則第11条第1項 から第5項までに規定する課税標準となる べき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評 価土地の取得のうち平成18年1月1日から平 成33年3月31日までの間にされたものに対 して課する特別土地保有税については、第 134条第2号中「不動産取得税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「不動産取得税 の課税標準となるべき価格(法附則第11条 の5第1項の規定の適用がないものとした場 合における課税標準となるべき価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とし、 「令第54条の38第1項に規定する価格」と あるのは「令第54条の38第1項に規定する 価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用 がないものとした場合における価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 (略)

(市たばこ税の税率の特例)

第15条の3 たばこ事業法附則第2条の規定に よる廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年 法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻た ばこ3級品の当該廃止の時における品目と 同一である喫煙用の紙巻たばこ(以下この 条において「紙巻たばこ3級品」という。) に係る市たばこ税の税率は、第90条の規定 にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区 分に応じ、当該各号に定める税率とする。

(1) • (2) (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日 まで 1,000本につき4,000円

2~11 (略)

産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第14条 附則第11条第1項から第5項までの規 定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に 掲げる宅地等をいうものとし、法第349条 の3、第349条の3の2又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用がある宅地等 を除く。)に対して課する平成30年度から 令和2年度 までの各年度分の特別土地保有 税については、第134条第1号及び第137条 の5中「当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格」とあるのは、「当該年 度分の固定資産税に係る附則第11条第1項 から第5項までに規定する課税標準となる べき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評 価土地の取得のうち平成18年1月1日から令 和3年3月31日 までの間にされたものに対 して課する特別土地保有税については、第 134条第2号中「不動産取得税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「不動産取得税 の課税標準となるべき価格(法附則第11条 の5第1項の規定の適用がないものとした場 合における課税標準となるべき価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とし、 「令第54条の38第1項に規定する価格」と あるのは「令第54条の38第1項に規定する 価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用 がないものとした場合における価格をい う。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 (略)

(市たばこ税の税率の特例)

第15条の3 たばこ事業法附則第2条の規定に よる廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年 法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻た ばこ3級品の当該廃止の時における品目と 同一である喫煙用の紙巻たばこ(以下この 条において「紙巻たばこ3級品」という。) に係る市たばこ税の税率は、第90条の規定 にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区 分に応じ、当該各号に定める税率とする。

(1) • (2) (略)

(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日 まで 1,000本につき4,000円

2~11 (略)

12 平成31年10月1日前に法第465条第1項に 12 令和元年10月1日前に法第465条第1項に

規定する売渡し又は同条第2項に規定する 売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たば こ3級品を同日に販売のため所持する卸売 販売業者等又は小売販売業者がある場合に おいて、これらの者が所得税法等改正法附 則第52条第12項の規定により製造たばこの 製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日 にこれらの者の製造たばこの製造場から移 出したものとみなして同項の規定によりた ばこ税を課されることとなるときは、これ らの者が卸売販売業者等として当該紙巻た ばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等で ある場合には市の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合 には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3級品を直接管理する営業所において所持 されるものに限る。)を同日に小売販売業 者に売り渡したものとみなして、市たばこ 税を課する。この場合における市たばこ税 の課税標準は、当該売り渡したものとみな される紙巻たばこ3級品の本数とし、当該 市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692 円とする。

13 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 【別記 参照】

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の 課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>まで の各年度分の個人の市民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等を いう。以下この条において同じ。)の (同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、 該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等 のための譲渡をいう。)に該当するときに おける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次 項において同じ。)に係る課税長期譲渡所

規定する売渡し又は同条第2項に規定する 売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たば こ3級品を同日に販売のため所持する卸売 販売業者等又は小売販売業者がある場合に おいて、これらの者が所得税法等改正法附 則第52条第12項の規定により製造たばこの 製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日 にこれらの者の製造たばこの製造場から移 出したものとみなして同項の規定によりた ばこ税を課されることとなるときは、これ らの者が卸売販売業者等として当該紙巻た ばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等で ある場合には市の区域内に所在する貯蔵場 所、これらの者が小売販売業者である場合 には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3級品を直接管理する営業所において所持 されるものに限る。)を同日に小売販売業 者に売り渡したものとみなして、市たばこ 税を課する。この場合における市たばこ税 の課税標準は、当該売り渡したものとみな される紙巻たばこ3級品の本数とし、当該 市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692 円とする。

13 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 【別記 参照】

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の 課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から<u>令和2年度</u>まで の各年度分の個人の市民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等(租税特 別措置法第31条第1項に規定する土地等を いう。以下この条において同じ。)の譲渡 (同項に規定する譲渡をいう。以下この条 において同じ。)をした場合において、 該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附 則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等 のための譲渡をいう。)に該当するときに おける前条第1項に規定する譲渡所得(次条 の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次 項において同じ。)に係る課税長期譲渡所 得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年 度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地等の 譲渡をした場合において、当該譲渡が確定 優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則 第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地 等予定地のための譲渡をいう。以下この項 において同じ。)に該当するときにおける 前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する市民税の 所得割について準用する。この場合におい て、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の 規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡 ではなかったものとみなす。

#### 3 (略)

(個人の市民税の税率の特例等)

第21条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第33条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年 度 までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地等の 譲渡をした場合において、当該譲渡が確定 優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則 第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地 等予定地のための譲渡をいう。以下この項 において同じ。)に該当するときにおける 前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する市民税の 所得割について準用する。この場合におい て、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の 規定に該当することとなるときは、当該譲 渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡 ではなかったものとみなす。

#### 3 (略)

(個人の市民税の税率の特例等)

第21条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第33条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

# 【別記】

## (現行)

第4項		
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第5項	平成28年9月30日	平成32年3月31日

## (改正案)

第4項		
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第5項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		

宝塚市市税条例の一部を改正する条例(平成28年条例第19号)新旧対照表(第8条による改正関係)

現行	改正案
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この条例は、公布の日から施行す	第1条 この条例は、公布の日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当	る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。	該各号に定める日から施行する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第35条の4及び第35条の5の改正規定	(2) 第35条の4及び第35条の5の改正規定
並びに次条第1項の規定 平成31年10月1	並びに次条第1項の規定 令和元年10月1
<u>H</u>	<u> </u>
(3) • (4) (略)	(3) • (4) (略)

宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第24号)新旧対 照表(第9条による改正関係)

現行

第3条 宝塚市市税条例の一部を次のように 改正する。

第89条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第90条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「平成30年10月1日」を「<u>平成32年10月1日</u>」に、「附則第51条第1項」を「附則第51条第9項」に改め、同条第2項中「平成30年10月31日」を「<u>平成32年11月2日</u>」に改め、同条第3項中「平成31年4月1日」を「<u>平成33年3月31</u>日」に改める。

第4条 宝塚市市税条例の一部を次のように 改正する。

第89条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第90条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「<u>平成32年10月</u>1日」を「<u>平成33年10月1日</u>」に、「附則第51条第9項」を「附則第51条第11項」に改め、同条第2項中「<u>平成32年11月2日</u>」を「<u>平成33年11月1日</u>」に改め、同条第3項中「<u>平成33年3月31日</u>」を「<u>平成34年3月31</u>日」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)  $\sim$  (3) (略)

改正案

第3条 宝塚市市税条例の一部を次のように 改正する。

第89条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第90条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「平成30年10月1日」を「<u>令和2年10月1日</u>」に、「附則第51条第1項」を「附則第51条第9項」に改め、同条第2項中「平成30年10月31日」を「<u>令和2年11月2日</u>」に改め、同条第3項中「平成31年4月1日」を「<u>令和3年3月31</u>日」に改める。

第4条 宝塚市市税条例の一部を次のように 改正する。

第89条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第90条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「<u>令和2年10月1</u> <u>日</u>」を「<u>令和3年10月1日</u>」に、「附則第 51条第9項」を「附則第51条第11項」に改 め、同条第2項中「<u>令和2年11月2日</u>」を 「<u>令和3年11月1日</u>」に改め、同条第3項中 「<u>令和3年3月31日</u>」を「<u>令和4年3月31</u> <u>日</u>」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の目から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)~(3) (略)

- (4) 第2条中宝塚市市税条例第89条第3項 の改正規定及び附則第4条第2項の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中宝塚市市税条例第24条第5項 及び第50条第1項の改正規定並びに同条に 3項を加える改正規定並びに次条第3項の 規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条及び附則第4条第3項の規定 <u>平</u> 成32年10月1日
- (7) 第1条中宝塚市市税条例第25条第1項 第2号の改正規定、同条第2項の改正規定 (第2号に掲げる改正規定を除く。)、第35 条の2の改正規定、第35条の6の改正規定 (同条第1号ア及び第2号アの改正規定を除 く。)並びに附則第4条の3の改正規定並び に次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条及び附則第4条第4項の規定 <u>平</u> 成33年10月1日
- (9) 第5条及び附則第4条第5項の規定 <u>平</u> 成34年10月1日
- (10) (略)

(市民税に関する経過措置)

## 第2条 (略)

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 (略)

- (4) 第2条中宝塚市市税条例第89条第3項 の改正規定及び附則第4条第2項の規定 令和元年10月1日
- (5) 第1条中宝塚市市税条例第24条第5項 及び第50条第1項の改正規定並びに同条に 3項を加える改正規定並びに次条第3項の 規定 今和2年4月1日
- (6) 第3条及び附則第4条第3項の規定 <u>令</u> 和2年10月1日
- (7) 第1条中宝塚市市税条例第25条第1項 第2号の改正規定、同条第2項の改正規定 (第2号に掲げる改正規定を除く。)、第35 条の2の改正規定、第35条の6の改正規定 (同条第1号ア及び第2号アの改正規定を除 く。)並びに附則第4条の3の改正規定並び に次条第2項の規定 令和3年1月1日
- (8) 第4条及び附則第4条第4項の規定 <u>令</u> 和3年10月1日
- (9) 第5条及び附則第4条第5項の規定 <u>令</u> <u>和4年10月1日</u>
- (10) (略)

(市民税に関する経過措置)

#### 第2条 (略)

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 (略)

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第2号)新旧対照表(第10条による改正関 係)

現行 改正案 附則 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行す る。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条 例(次項において「新条例」という。)の規 定中軽自動車税の環境性能割に関する部分 は、平成31年10月1日以後に取得された三 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車 税の環境性能割について適用する。
- 3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関 する部分及び第2条の規定による改正後の 宝塚市市税条例の一部を改正する条例附則 第6条の規定は、平成32年度以後の年度分 の軽自動車税の種別割について適用し、平 成31年度までの軽自動車税については、な お従前の例による。

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行す る。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条 例(次項において「新条例」という。)の規 定中軽自動車税の環境性能割に関する部分 は、令和元年10月1日 以後に取得された三 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車 税の環境性能割について適用する。
- 3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関 する部分及び第2条の規定による改正後の 宝塚市市税条例の一部を改正する条例附則 第6条の規定は、令和2年度」以後の年度分 の軽自動車税の種別割について適用し、平 成31年度までの軽自動車税については、な お従前の例による。

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第14号)新旧対照表(第11条による改正関係)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中宝塚市市税条例第35 条の7及び附則第6条の4の改正規定並びに 附則第3項及び第4項の規定は、<u>平成31年6</u> 月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(以下「新条例」という。)第35条の7及び附則第6条の4の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度までの年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条の7第1項の規定の適用については、<u>平成32年度</u>分の個人の市民税に限り、同項の規定中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1</u>日前に支出したものに限る。)」とする。
- 4 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 (略)
- 6 新条例附則第9条の3第6項の規定は、平成 31年4月1日以後に取得した地方税法等の一 部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1 条の規定による改正後の地方税法(昭和25 年法律第226号)附則第15条の8第4項に規定 する家屋に対して課する<u>平成32年度</u>以後の 年度分の固定資産税について適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中宝塚市市税条例第35条の7及び附則第6条の4の改正規定並びに 附則第3項及び第4項の規定は、<u>今和元年6</u>月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(以下「新条例」という。)第35条の7及び附則第6条の4の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度までの年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条の7第1項の規定の適用については、<u>令和2年度</u>分の個人の市民税に限り、同項の規定中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u>前に支出したものに限る。)」とする。
- 4 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 (略)
- 6 新条例附則第9条の3第6項の規定は、平成 31年4月1日以後に取得した地方税法等の一 部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1 条の規定による改正後の地方税法(昭和25 年法律第226号)附則第15条の8第4項に規定 する家屋に対して課する<u>令和2年度</u>以後の 年度分の固定資産税について適用する。

現行

附則

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平</u>成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 7 宅地等に係る平成30年度から平成32年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき価格(当該宅地 等が当該年度分の都市計画税について法第 702条の3の規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該価格に同条に定める率を乗 じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第19項を除く。)又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅 地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「宅地等調整都市計画税額」と いう。)を超える場合には、当該宅地等調 整都市計画税額とする。
- 8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る平成30年度から平成32年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地 等調整都市計画税額が、当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第19項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場合に おける都市計画税額を超える場合には、前 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額 とする。
- 9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に 係る平成30年度から平成32年度までの各年

改正案

附則

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令</u> 和2年度 までの各年度分の都市計画税の特 例)

- 7 宅地等に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税 に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき価格(当該宅地 等が当該年度分の都市計画税について法第 702条の3の規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該価格に同条に定める率を乗 じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第19項を除く。)又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅 地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「宅地等調整都市計画税額」と いう。)を超える場合には、当該宅地等調 整都市計画税額とする。
- 8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る平成30年度から令和2年度 までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地 等調整都市計画税額が、当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第19項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場合に おける都市計画税額を超える場合には、前 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額 とする。
- 9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に 係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年

度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅 地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該 宅地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額に満たない場合には、附則第 7項の規定にかかわらず、当該都市計画税 額とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分 の都市計画税の額は、附則第7項の規定に かかわらず、当該商業地等の当該年度分の 都市計画税に係る前年度分の都市計画税に係る前年度分の 課税標準額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3(第19項 を除く。)又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該課税標準額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該商業地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画 税額とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る平成 30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都 市計画税の額は、附則第7項の規定にかか わらず、当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3(第19項を除く。)又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計 画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>平成</u>32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅 地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該 宅地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を 該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額に満たない場合には、附則第 7項の規定にかかわらず、当該都市計画税 額とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分 の都市計画税の額は、附則第7項の規定に かかわらず、当該商業地等の当該年度分の 都市計画税に係る前年度分の都市計画税の 課税標準額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3(第19項 を除く。)又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該課税標準額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該商業地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画 税額とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る平成 30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都 市計画税の額は、附則第7項の規定にかか わらず、当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3(第19項を除く。)又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計 画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和</u> 2年度 までの各年度分の都市計画税の特 例) 12 農地に係る平成30年度から平成32年度ま での各年度分の都市計画税の額は、当該農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当 該農地に係る当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当 該農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける農地であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の 右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額(以下「農地調整都市計画税 額」という。)を超える場合には、当該農 地調整都市計画税額とする。

#### 表 (略)

- 14 市街化区域農地に係る平成30年度から平 成32年度までの各年度分の都市計画税の額 は、前項の規定により市税条例附則第12条 の2の規定の例により算定した当該市街化 区域農地に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該市街化区域農地の当該年度分の都 市計画税に係る前年度分の都市計画税の課 税標準額に、当該市街化区域農地に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得 た額を加算した額(当該市街化区域農地が 当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「市街化区 域農地調整都市計画税額」という。)を超 える場合には、当該市街化区域農地調整都 市計画税額とする。
- 15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格

12 農地に係る平成30年度から令和2年度 ま での各年度分の都市計画税の額は、当該農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当 該農地に係る当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当 該農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける農地であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の 右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額(以下「農地調整都市計画税 額」という。)を超える場合には、当該農 地調整都市計画税額とする。

## 表 (略)

- 14 市街化区域農地に係る平成30年度から令 和2年度 までの各年度分の都市計画税の額 は、前項の規定により市税条例附則第12条 の2の規定の例により算定した当該市街化 区域農地に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該市街化区域農地の当該年度分の都 市計画税に係る前年度分の都市計画税の課 税標準額に、当該市街化区域農地に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得 た額を加算した額(当該市街化区域農地が 当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「市街化区 域農地調整都市計画税額」という。)を超 える場合には、当該市街化区域農地調整都 市計画税額とする。
- 15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格

の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する都市計画税に関する経過措 置)

19 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する都市計画税に関する経過措 置)

19 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号) 新旧対照表(第13条による改正関係)

THING MAN CONTROLLED TO SEE MAN	
現行	改正案
附則	附則
(職員等に関する経過措置)	(職員等に関する経過措置)
3 この条例の施行の日から <u>平成32年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用につ いては、同項中「修了したもの」とあるの	3 この条例の施行の日から <u>令和2年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用につ いては、同項中「修了したもの」とあるの
は、「修了したもの( <u>平成32年3月31日</u> まで に修了することを予定している者を含 む。)」とする。	は、「修了したもの( <u>令和2年3月31日</u> まで に修了することを予定している者を含 む。)」とする。

宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第18号)新旧対照表(第14条による改正関係)

現行	改正案
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
2 <u>平成33年3月31日</u> までの間は、第5条第2項 の規定にかかわらず、介護支援専門員(介 護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員を除く。) を第5条第1項に規定する管理者とすること ができる。	2 <u>令和3年3月31日</u> までの間は、第5条第2項 の規定にかかわらず、介護支援専門員(介 護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員を除く。) を第5条第1項に規定する管理者とすること ができる。

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)新旧対照表(第15条による改正関係)

現行

.

附

- 3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部 を改正する法律附則第130条の2第1項の規 定によりなおその効力を有するものとされ た介護保険法施行令(平成10年政令第412 号)第4条第2項に規定する病床に係るもの に限る。以下同じ。)又は療養病床を有す る病院の一般病床、精神病床又は療養病床 を平成36年3月31日までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床又は療養病床の病 床数を減少させるとともに、当該病院の施 設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム (老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人 ホームをいう。以下同じ。)その他の要介 護者、要支援者その他の者を入所させ、又 は入居させるための施設の用に供すること をいう。)をし、指定地域密着型介護老人 福祉施設を開設しようとする場合におい て、当該転換に係る食堂及び機能訓練室に ついては、第152条第1項第7号アの規定に かかわらず、食堂は、1平方メートルに入 所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能 訓練室は、40平方メートル以上の面積を有 しなければならない。ただし、食事の提供 又は機能訓練を行う場合において、当該食 事の提供又は機能訓練に支障がない広さを 確保することができるときは、同一の場所 とすることができるものとする。
- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

改正案

附則

- 3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部 を改正する法律附則第130条の2第1項の規 定によりなおその効力を有するものとされ た介護保険法施行令(平成10年政令第412 号)第4条第2項に規定する病床に係るもの に限る。以下同じ。)又は療養病床を有す る病院の一般病床、精神病床又は療養病床 を令和6年3月31日 までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床又は療養病床の病 床数を減少させるとともに、当該病院の施 設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム (老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人 ホームをいう。以下同じ。)その他の要介 護者、要支援者その他の者を入所させ、又 は入居させるための施設の用に供すること をいう。)をし、指定地域密着型介護老人 福祉施設を開設しようとする場合におい て、当該転換に係る食堂及び機能訓練室に ついては、第152条第1項第7号アの規定に かかわらず、食堂は、1平方メートルに入 所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能 訓練室は、40平方メートル以上の面積を有 しなければならない。ただし、食事の提供 又は機能訓練を行う場合において、当該食 事の提供又は機能訓練に支障がない広さを 確保することができるときは、同一の場所 とすることができるものとする。
- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を合和6年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、受護者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を 有する病院の一般病床、精神病床若しくは 療養病床又は一般病床若しくは療養病床を 有する診療所の一般病床若しくは療養病床 を平成36年3月31日までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は当該診療所の一般病床若しくは療養病 床の病床数を減少させるとともに、当該病 院又は診療所の施設を介護老人保健施設、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援 者その他の者を入所させ、又は入居させる ための施設の用に供することをいう。)を し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開 設しようとする場合において、第152条第1 項第8号及び第180条第1項第4号の規定にか かわらず、当該転換に係る廊下の幅につい ては、1.2メートル以上とする。ただし、 中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 6 第130条の規定にかかわらず、療養病床等 を有する病院又は病床を有する診療所の開 設者が、当該病院の療養病床等又は当該診 療所の病床を平成36年3月31日までの間に 転換(当該病院の療養病床又は当該診療所 の病床の病床数を減少させるとともに、当 該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホ ームその他の要介護者、要支援者その他の 者を入所させ、又は入居させるための施設 の用に供することをいう。次項において同 じ。)を行って指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の事業を行う医療機関併設型 指定地域密着型特定施設(介護老人保健施 設、介護医療院又は病院若しくは診療所に 併設される指定地域密着型特定施設をい う。以下この項及び次項において同じ。) の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作 成担当者の員数の基準は、次のとおりとす る。

(1) • (2) (略)

7 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用する

- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を 有する病院の一般病床、精神病床若しくは 療養病床又は一般病床若しくは療養病床を 有する診療所の一般病床若しくは療養病床 を令和6年3月31日 までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は当該診療所の一般病床若しくは療養病 床の病床数を減少させるとともに、当該病 院又は診療所の施設を介護老人保健施設、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援 者その他の者を入所させ、又は入居させる ための施設の用に供することをいう。)を し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開 設しようとする場合において、第152条第1 項第8号及び第180条第1項第4号の規定にか かわらず、当該転換に係る廊下の幅につい ては、1.2メートル以上とする。ただし、 中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 6 第130条の規定にかかわらず、療養病床等 を有する病院又は病床を有する診療所の開 設者が、当該病院の療養病床等又は当該診 療所の病床を令和6年3月31日 までの間に 転換(当該病院の療養病床又は当該診療所 の病床の病床数を減少させるとともに、当 該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホ ームその他の要介護者、要支援者その他の 者を入所させ、又は入居させるための施設 の用に供することをいう。次項において同 じ。)を行って指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の事業を行う医療機関併設型 指定地域密着型特定施設(介護老人保健施 設、介護医療院又は病院若しくは診療所に 併設される指定地域密着型特定施設をい う。以下この項及び次項において同じ。) の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作 成担当者の員数の基準は、次のとおりとす る。

(1) • (2) (略)

7 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用する

ことにより、当該医療機関併設型指定地域 密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行 われると認められるときは、当該医療機関 併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便 所及び食堂を設けないことができる。 ことにより、当該医療機関併設型指定地域 密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行 われると認められるときは、当該医療機関 併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便 所及び食堂を設けないことができる。 現行

(保険料率)

第10条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)~(14) (略)

2 (略)

附則

(平成30年度から<u>平成32年度</u>までにおける 保険料率の特例)

第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保 険者についての保険料の減額賦課に係る平 成30年度から<u>平成32年度</u>までにおける保険 料率は、同号の規定にかかわらず、31,800 円とする。 改正案

(保険料率)

第10条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

 $(1) \sim (14)$  (略)

2 (略)

附 則

(平成30年度から<u>令和2年度</u>までにおける 保険料率の特例)

第2条 第10条第1項第1号に掲げる第1号被保 険者についての保険料の減額賦課に係る平 成30年度から<u>令和2年度</u>までにおける保険 料率は、同号の規定にかかわらず、31,800 円とする。 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年条例第15号)新旧対照表(第17条による改正 関係)

現行	改正案
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行す る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行す る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。	該各号に定める日から施行する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第2条の規定及び附則第4項 <u>平成33</u> <u>年3月1日</u>	(2) 第2条の規定及び附則第4項 <u>令和3年</u> <u>3月1日</u>

現行

附則

- 3 新条例の規定中農作物共済の一筆方式(法 施行規則附則第8条第2項に規定する一筆方 式をいう。)に係る規定は、平成33年以前 の年産の農作物に係る共済関係に限り、適 用する。
- 4 平成32年1月1日前に開始する家畜共済の 共済掛金期間についての新条例第83条の規 定の適用については、同条第1項の表中 「90/100」とあるのは「100/100」と、 「費用」とあるのは「費用(初診料を除 く。)」とし、同条第2項中「費用」とある のは「費用(初診料を除く。)」と、「100 分の90に相当する金額」とあるのは「金 額」とする。
- 7 平成33年3月31日までに共済責任期間(家 畜共済にあっては、共済掛金期間)の満了 する共済関係に係る共済掛金の無事戻し は、平成34年3月31日までの間に限り、改 正前の宝塚市農業共済条例(以下「旧条 例」という。)の規定の例により行うこと ができる。
- 8 新条例第40条及び第101条の規定は、平成 34年度以後の会計年度における共済金額の 削減について適用し、同年度前の会計年度 における共済金額の削減については、なお 従前の例による。
- 9 新条例第111条の規定は、平成31年度以後 の会計年度に係る経理について適用し、同 年度前の会計年度に係る経理については、 なお従前の例による。
- 10 新条例第114条の規定は、平成34年度以 後に係る不足金塡補準備金の積立てについ て適用し、平成31年度から平成33年度まで に係る不足金塡補準備金については、新条 例第111条第1号に掲げる勘定にあっては共 済目的の種類ごと、同条第2号及び第3号に 掲げる勘定にあっては当該勘定ごとに、当 該勘定に係る毎年度の剰余金の額の2分の1 に相当する金額を積み立てるものとし、平 成30年度に係る不足金塡補準備金の積立て については、なお従前の例による。
- 11 新条例第115条の規定は、平成34年度以 11 新条例第115条の規定は、令和4年度 以

改正案

附則

- 3 新条例の規定中農作物共済の一筆方式(法 施行規則附則第8条第2項に規定する一筆方 式をいう。)に係る規定は、令和3年 以前 の年産の農作物に係る共済関係に限り、適 用する。
- 4 令和2年1月1日 前に開始する家畜共済の 共済掛金期間についての新条例第83条の規 定の適用については、同条第1項の表中 「90/100」とあるのは「100/100」と、 「費用」とあるのは「費用(初診料を除 く。)」とし、同条第2項中「費用」とある のは「費用(初診料を除く。)」と、「100 分の90に相当する金額」とあるのは「金 額」とする。
- 7 令和3年3月31日 までに共済責任期間(家 畜共済にあっては、共済掛金期間)の満了 する共済関係に係る共済掛金の無事戻し は、 令和4年3月31日 までの間に限り、改 正前の宝塚市農業共済条例(以下「旧条 例」という。)の規定の例により行うこと ができる。
- 8 新条例第40条及び第101条の規定は、令和 4年度 以後の会計年度における共済金額の 削減について適用し、同年度前の会計年度 における共済金額の削減については、なお 従前の例による。
- 9 新条例第111条の規定は、令和元年度以後 の会計年度に係る経理について適用し、同 年度前の会計年度に係る経理については、 なお従前の例による。
- 10 新条例第114条の規定は、令和4年度 以 後に係る不足金塡補準備金の積立てについ て適用し、令和元年度から令和3年度 まで に係る不足金塡補準備金については、新条 例第111条第1号に掲げる勘定にあっては共 済目的の種類ごと、同条第2号及び第3号に 掲げる勘定にあっては当該勘定ごとに、当 該勘定に係る毎年度の剰余金の額の2分の1 に相当する金額を積み立てるものとし、平 成30年度に係る不足金塡補準備金の積立て については、なお従前の例による。

- 後の会計年度に係る不足金塡補準備金の共 済金支払への充当について適用し、同年度 前の会計年度に係る不足金塡補準備金の共 済金支払への充当については、なお従前の 例による。
- 12 新条例第116条及び第117条の規定は、<u>平</u> 成34年度以後の会計年度に係る特別積立金 の積立て及び取崩しについて適用し、同年 度前の会計年度に係る特別積立金の積立て 及び取崩しについては、旧条例第79条第6 項に係るものを除き、なお従前の例によ る。
- 後の会計年度に係る不足金塡補準備金の共 済金支払への充当について適用し、同年度 前の会計年度に係る不足金塡補準備金の共 済金支払への充当については、なお従前の 例による。
- 12 新条例第116条及び第117条の規定は、<u>令</u> <u>和4年度</u> 以後の会計年度に係る特別積立金 の積立て及び取崩しについて適用し、同年 度前の会計年度に係る特別積立金の積立て 及び取崩しについては、旧条例第79条第6 項に係るものを除き、なお従前の例によ る。

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例(平成30年条例第7号)新旧対照表(第19条による改正関係)

現行 改正案

附 則

4 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>まで
の間、施行日前に法第6条第1項又は第3項
の規定による許可を受けた者の施行日以後 の規定による許可を受けた者の施行日以後

4 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、施行日前に法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者の施行日以後に引き続く当該許可に係る占用物件による占用についての別表第2の規定の適用については、同表第2法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部マンホールその他これに類するものの項中「3,444円」とあるのは「3,196円」とする。

4 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、施行日前に法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者の施行日以後に引き続く当該許可に係る占用物件による占用についての別表第2の規定の適用については、同表第2法第6条第1項又は第3項の規定による占用の部マンホールその他これに類するものの項中「3,444円」とあるのは「3,196円」とする。

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例(平成31年条例第10号)新旧対照表(第20条による改正 関係)

現行	改正案
附則	附則
この条例は、 <u>平成31年7月1日</u> から施行す	この条例は、 <u>令和元年7月1日</u> から施行す
る。	る。